

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【事業年度】	第41期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	アドソル日進株式会社
【英訳名】	Ad-Sol Nissin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 富三
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	(03)5796-3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 後関 和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	(03)5796-3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 後関 和浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	7,721,088	8,084,622	8,436,950	9,038,066	10,460,314
経常利益 (千円)	212,282	208,478	300,129	409,601	549,796
当期純利益 (千円)	77,441	115,373	167,218	229,267	289,179
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	499,756	499,756	499,756	499,756	499,756
発行済株式総数 (千株)	1,521	1,521	4,565	4,565	4,565
純資産額 (千円)	1,769,246	1,832,656	1,964,324	2,454,899	2,652,018
総資産額 (千円)	3,742,073	3,757,135	3,877,607	4,578,564	5,175,301
1株当たり純資産額 (円)	1,245.23	436.11	466.57	549.74	585.18
1株当たり配当額 (円)	24.00	25.00	20.00	19.00	26.00
(うち1株当たり中間配当額)	(9.00)	(9.00)	(12.00)	(6.00)	(7.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	52.87	27.18	39.79	52.70	64.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	39.42	51.80	63.33
自己資本比率 (%)	47.3	48.8	50.6	53.4	50.3
自己資本利益率 (%)	4.4	6.3	8.8	10.4	11.5
株価収益率 (倍)	16.7	13.5	20.8	19.1	22.5
配当性向 (%)	45.4	30.7	30.2	36.1	40.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,299	193,476	37,648	572,659	506,230
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	37,113	24,523	25,265	314,869	264,018
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	148,507	128,457	97,886	180,179	34,535
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	549,386	589,882	504,377	942,347	1,219,093
従業員数 (人)	468	477	482	485	489
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第37期、第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない為、記載しておりません。

4. 従業員数は、正社員、契約社員、特別契約社員、特別雇用社員であり、臨時雇用者(派遣受入社員及びアルバイト)は()外数で記載しております。

尚、正社員には、出向受入社員を含みます。

5. 当社は、平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割しております。

これに伴い、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

又、第39期の1株当たり中間配当額12円については株式分割前、期末の配当額8円については、株式分割後の金額であります。従って、株式分割前から1株所有している場合の1株当たり年間配当額は36円相当であり、株式分割換算後の年間配当額は12円相当であります。

2【沿革】

年月	事項
昭和51年3月	ビジネス分野、通信分野、及び制御分野に強みを持つ情報サービス企業として日進ソフトウェア(株)を資本金25,000千円にて設立
昭和57年8月	本社を東京都台東区東上野2-13-8に設置
昭和59年5月	本社を東京都港区芝公園2-4-1に移転
平成元年4月	本社を東京都港区芝浦1-1-1に移転
平成3年11月	三菱電機(株)(出資比率55%)、ジャパンソフト(株)(同10%)及び当社(同35%)の3社により、電力及び交通向けのシステム開発を目的としてメルコ・パワー・システムズ(株)を共同出資にて設立
平成6年3月	米国リンクス リアル タイム システムズ社(現 米国Lynx Software Technologies, Inc.)と「LynxOS」の販売契約を締結し販売開始
平成12年2月	本社を東京都渋谷区恵比寿1-3-1に移転
平成12年5月	組込み分野、及び制御分野におけるLinux技術のサービス強化を目的として米国Lynx Software Technologies, Inc.と「BlueCat Linux」の販売契約を締結し販売開始
平成15年1月	ビジネス分野における新サービス領域の確立を目的として(株)インテックと業務提携基本契約を締結
平成15年11月	本社の管理組織、東京事業部が「ISO 9001:品質マネジメント・システム」の認証(登録番号1532)を取得(平成16年2月に関西支社及び九州支社が取得、平成17年1月に本社のエンベデッド・ソリューション事業部が取得)
平成16年2月	社名をアドソル日進(株)に変更、本社を東京都港区港南4-1-8(現住所)に移転
平成16年8月	「ISO14001:環境マネジメント・システム」の認証(登録番号E783)を取得
平成16年9月	関係会社メルコ・パワー・システムズ(株)の共同出資に関わる覚書を解消
平成17年5月	海外オフショア開発の推進を目的として中国北京市に本社を置く中国軟件与技術服務股份有限公司に業務委託を開始(平成17年10月に業務提携)
平成18年9月	「JIS Q 15001:プライバシー・マーク」の認証(登録番号11820334)を取得
平成19年2月	ユビキタス事業の技術強化を目的として、ZigBee Allianceに加盟し、同年10月にZigBee SIGジャパンに参画
平成20年3月	ジャスダック証券取引所(現 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
平成20年10月	「ISO 27001:情報セキュリティマネジメント・システム」の認証(登録番号I179)を取得
平成21年5月	電源遮断システム「グラットシャット」を販売開始
平成21年11月	「グラットシャット」が2008年度グッドデザイン賞受賞
平成22年1月	「グラットシャット」が「消防ITシステム等推奨」の対象製品に認定
平成22年8月	アウトプット統合ソリューション「APTOS」を販売開始
平成22年9月	大学病院に「MRI検査室入退室管理システム」を導入
平成22年12月	「人体通信エントランスシステム/TH」向けに「タッチタグ」を提供開始
平成23年8月	福岡スマートハウスコンソーシアムに参画
平成23年9月	先端IT活用推進コンソーシアムの発足企業として参画
平成23年11月	携帯電話の赤外線通信を使った空調照明制御システムを共同開発
平成23年12月	ZigBee/PLCハイブリッド端末を開発
平成24年1月	ハンズフリー認証システム「Air Gate Eye」を販売開始
平成24年4月	タップ型電力センサ端末(SEP対応)がZigBee Smart Energy Profile1.1の認証を取得
平成24年8月	デマンドレスポンス技術研究会の立上げ企業として参画
平成25年6月	エコネットコンソーシアムに参画
平成26年8月	スマート ジャパン アライアンスの立上げ企業として参画
平成27年3月	Rubyアソシエーションに参画
	大連運籌科技有限公司(Weavesoft Ltd.)に資本参加し、業務提携を締結
	スマートコミュニティ・アライアンス(JSCA)に参画
	ベトナムIndividual Systems社と業務提携
	日本プロセス(株)と業務資本提携
	(株)ブレインワークスと業務提携

年月	事項
平成27年10月 平成28年 2月	米国Lynx Software Technologies, Inc.とセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の日本 総代理店契約を締結 東京証券取引所 市場第二部へ市場変更 米国サンノゼに、R&Dセンター機能を有する子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」を設 立

3【事業の内容】

当社は、昭和51年3月、制御分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として設立されました。

創業以来、社会システムを中核に、多くの企業や公共向け情報システムの開発、及びソリューションの提供並びに商品化と販売を行うと共に、様々な顧客の特有な業務に対応するノウハウを長期に亘り蓄積し、特徴ある技術を中核としたソリューションを次々と提供してきました。

特に、エネルギー、鉄道、航空、道路、通信、金融等における社会インフラのシステム構築を数多く手掛けるICT企業として、事業基盤を構築してきました。

社会システム事業、コピキタス事業、金融システム事業の3つの事業其々が蓄積した特徴ある技術を中核に、お客様の事業特性と情報システムのライフ・サイクルに合わせて、コンサルティングから保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しています。

又、3つの事業が融合、連携して、国内の有力なメーカ、システム・インテグレーション企業、エンド・ユーザを対象に、製品・ソリューションに加えて、技術・サービスを提供しています。

IoTシステム領域においては、デバイス制御（センシング、OSを含む）からネットワーク、大規模インフラ、クラウドシステム迄をカバーする総合エンジニアリング企業として、その全域をワンストップにて提供しています。

更に、PMP（Project Management Professional）人材を活用したプロジェクト管理に強みを持ち、国内地方や中国・ベトナム企業との分散開発体制と、これを支える当社独自ソリューションの開発、拡充、及び提供に注力しています。

一方、他社との差別化を明確化するソリューション開発にも注力しており、「セキュリティ」、「GIS（Geographic Information System：地理情報システム）」、「センサ・ネットワーク」、「ID認証セキュリティ」、「マイグレーション」等、新たな価値の創造に継続的に取組むことに加え、将来当社の事業活動において必要になると予想される先端技術や、生産性向上としてソフトウェア開発における生産技術の革新（より賢く、価値を生み出すソフトウェア開発の実現）の為に研究・開発を推進しています。

これらの取組みをより確立、拡充、支援する為に、以下の施策を実施しています。

先ず、人材育成に取組んでいます。特に、プロジェクト・マネジメント力の強化を目的に「PMP」の資格取得については、全社を挙げてキャンペーンを継続しており、平成28年3月末日現在、112人が取得しています。

次に、最近の顧客ニーズは、オフショア開発による「開発コストの抑制」のみならず、「チャイナ+1」でカントリー・リスクを低減すると共に、品質やセキュリティ面を優先させて「開発は国内で」、といった要望もあり、顧客のニーズは多様化してきています。

当社では、中国やベトナムでのオフショア開発体制に加え、国内の地方協力企業との業務提携や連携強化を推進することで、国内ニアショア開発体制の確立・拡充に向けた取組みを推進し、遠隔地間での分散開発体制によりコスト低減を図っています。

加えて、分散開発体制を支える当社独自ソリューション「多機能分散開発プラットフォーム：AdsoIDP」、及び「情報アセット化ツール：AdsoIDR」を開発し、プロジェクト運営に活用すると共に、機能拡充に向けた取組み、及び顧客への提案・提供に継続して取組んでいます。

又、品質保証推進に関する専任組織を中心に、全社横断的な品質向上の推進を積極的に行うと共に、「ISO9001：品質マネジメント・システム」に準拠した品質管理活動を実施し、プロジェクトにおける品質リスクの低減を図っています。

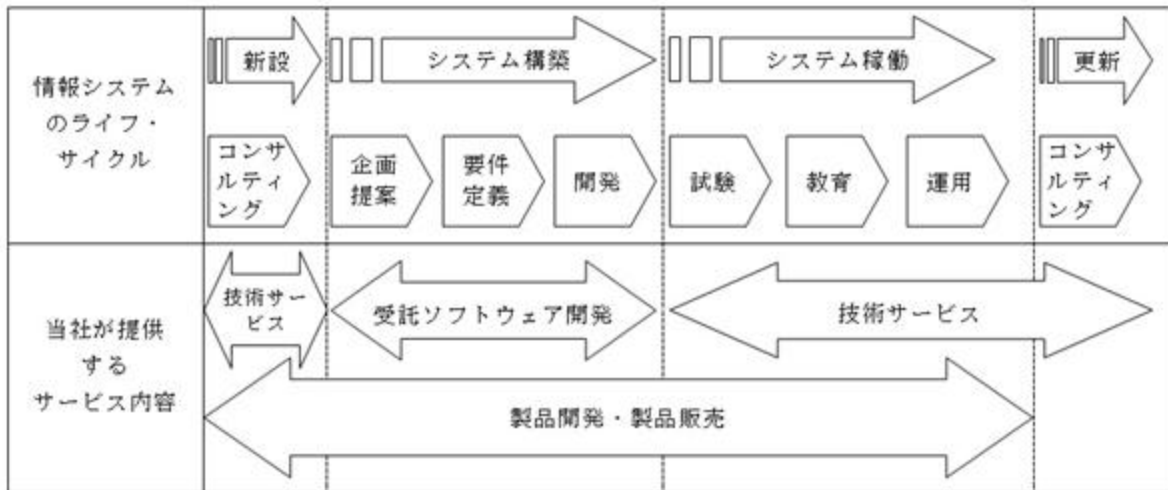
加えて、先端技術をキャッチ・アップする為の専任組織が、技術動向の把握、及び先端技術に関する調査・検証を行うと共に、事業組織への普及を図っています。

更に、競争優位の発揮策として、当社が保有する独自技術については、特許権の取得に取組んでおり、平成28年3月末日現在、10件の特許を保有しています。

当社は、情報システムのライフ・サイクルに応じて、ターゲットとする事業毎に受託ソフトウェア開発及び技術サービス、並びに製品開発・製品販売によるサービスの提供を行っています。

一般に、情報システムのライフ・サイクルは、システムの新設、更新に関するコンサルティングの提供、システムの企画提案から要件定義、開発に至る迄のシステム構築、並びにシステムの稼動に関連する試験、教育、運用等のサポートの工程により構成されています。

尚、情報システムのライフ・サイクルと当社が提供するサービス内容との関係は、以下の通りです。

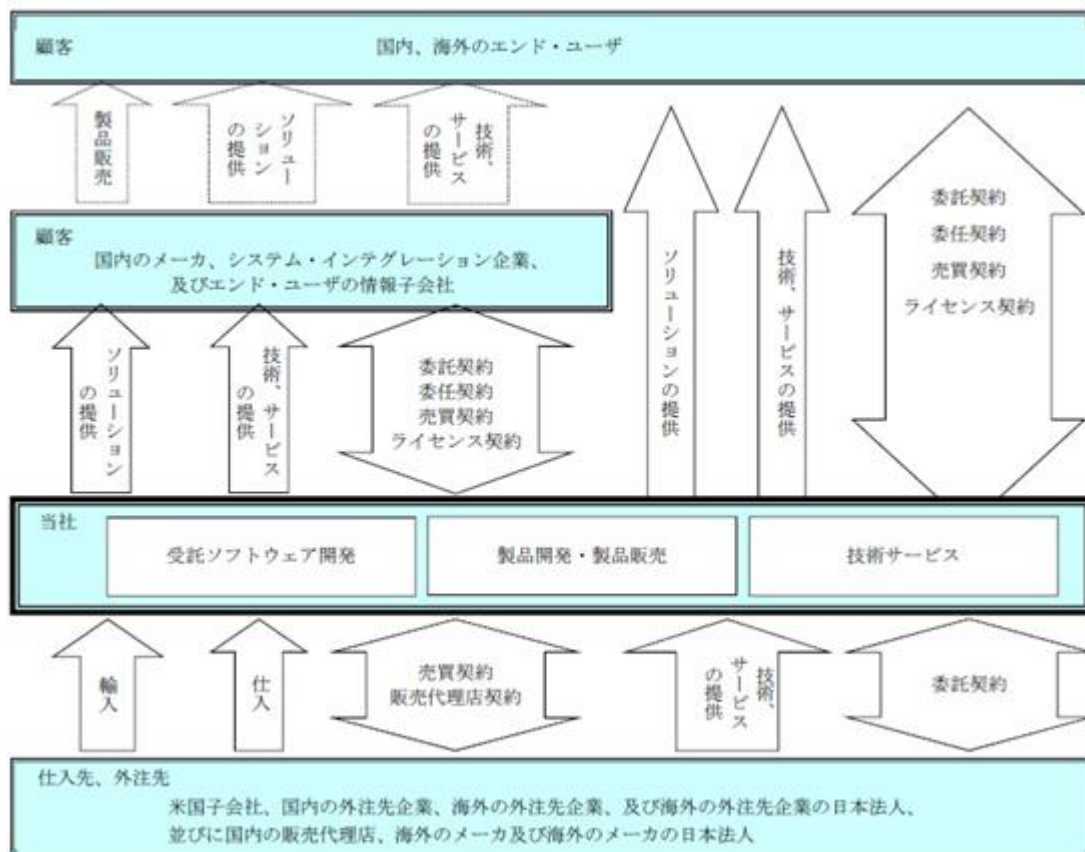


当社が顧客に技術・サービス、並びにソリューションを提供する際、主に開発、試験、運用等の工程において当社のみでは不足する開発パワーの一部を「委託契約」により、国内の外注先企業、海外の外注先企業、及び海外の外注先企業の日本法人から技術・サービスの提供を受けています。

特に、「製品開発・製品販売」を提供する場合は、国内の販売代理店、並びに米国、台湾を中心とする海外のハードウェア・ベンダやソフトウェア・ベンダ、及び海外のハードウェア・ベンダの日本法人から「売買契約」「販売代理店契約」等により、最先端のハードウェア製品及びソフトウェア製品を輸入、仕入して、更に、顧客ニーズに合致させた最適ソリューションとして当社独自技術を加えたシステム化製品を提供しています。又、セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の提供に際しては、米国子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」、及び米国Lynx Software Technologies社と連携し、お客様へのサービス、及びサポートを図っています。

当社が顧客に技術・サービスを提供する方法としては、「委託契約」又は「委任契約」、及び「売買契約」「ライセンス契約」等に基づき、国内のエンド・ユーザへ直接提供する方法と、国内のメーカ、システム・インテグレーション企業、及びエンド・ユーザの情報子会社を経由して国内、海外のエンド・ユーザへ提供する方法とがあります。

以上に述べました事項を事業系統図によって示すと、以下の通りです。



4【関係会社の状況】

関連会社は次の通りであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.	米国 カリフォルニア州	\$150,000 17,250	「LynxSECURE」に関する調査・研究・サポート	100.0	先進セキュリティ技術に関する調査・研究委託先企業
大連運籌科技 有限公司	中国遼寧省大連市	千人民元 1,000	ソフトウェア及びハードウェア開発	25.0	社会システム事業向けの委託先企業

当社グループは、当社、子会社1社、及び関連会社1社より構成されております。

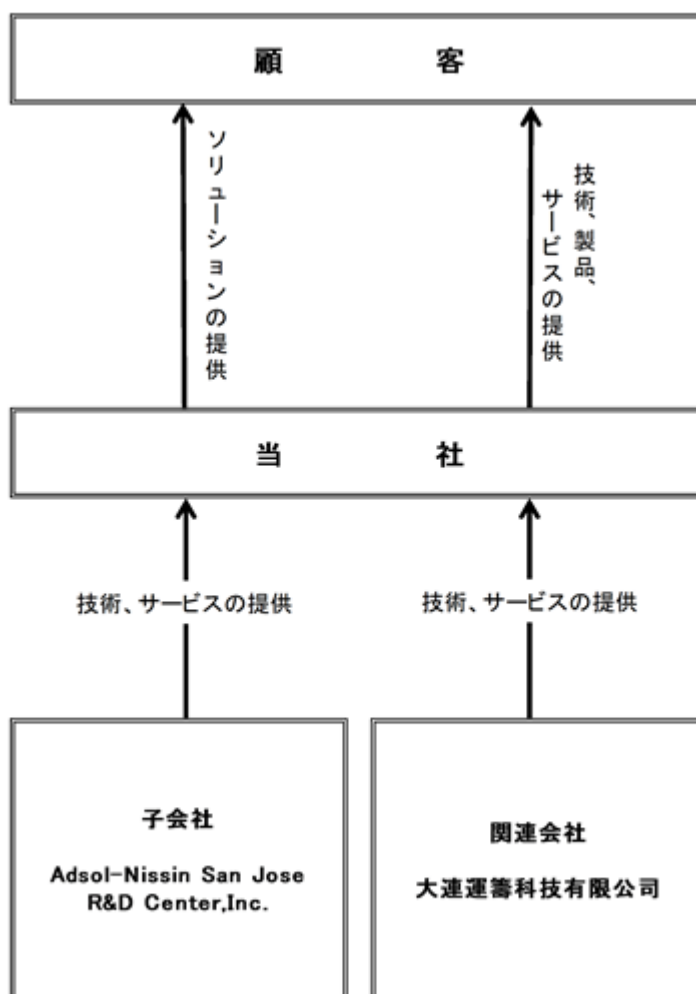
当社の子会社として、Lynx社独自のセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」に関するR&D(研究開発)機能を有する「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」を平成28年2月に米国サンノゼに設立しました。先進的なセキュリティ技術の習得及び向上を図り、日本国内のお客様に対するサービス提供等を目的としております。

関連会社には、受託ソフトウェア開発を主な事業とする中国大連運籌科技有限公司があり、主に社会システム事業向けの受託ソフトウェア開発の一部を委託しております。

当社が顧客に技術・サービス、並びにソリューションを提供する際、主に開発、試験、運用等の工程において当社のみでは不足する開発パワーの一部を「委託契約」により、国内の外注先企業、海外の外注先企業、及び海外の外注先企業の日本法人から技術・サービスの提供を受けております。

尚、子会社につきましては、設立して間もない為、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しく、連結対象としておりません。関連会社につきましても、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しく、持分法を適用しておりません。

当社と子会社及び関連会社との関係は、次の通りであります。



5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
489(1)	39.2	12.9	5,678,420

セグメントの名称	従業員数(人)
社会システム事業	278
ユビキタス事業	90
金融システム事業	87
報告セグメント計	455
全社(共通)	34(1)
合計	489(1)

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員、特別契約社員、特別雇用社員であり、臨時雇用者(派遣受入社員及びアルバイト)は()外数で記載しております。
2. 正社員には、使用人兼務役員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、出向受入社員を除いた正社員について記載しております。
5. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理組織に属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社では、労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、原油安や中国経済の減速、米国利上げ等の影響を受け、世界的な株安や輸出の伸び悩み、長期金利の低下等、国内景気の下押しリスクが懸念される状況にあります。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のICT投資需要は高いものとなっています。

市場ニーズとしては、既設の社会インフラに対する更新需要に加え、防災や医療・介護にも配慮した安全・安心・快適・エコを提供するICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）サービスへのニーズは拡大が見込まれています。

日本政府は「『日本再興戦略』改訂2015 - 未来への投資・生産性革命 - 」を閣議決定し、その中で様々な機器をインターネットで繋ぎ、新たなサービス提供を実現するIoT（Internet of Things）やロボット、ビッグデータ等による産業構造改革方針を打ち出す一方で、サイバーセキュリティ基本法に基づくセキュリティ戦略の中で、サイバー空間を欠くことの出来ない経済社会基盤と位置付け、サイバー攻撃の国家的脅威の深化への対応として、IoTシステムのセキュリティ・安全性に関する対応方針を発表しています。

エネルギー領域では、エネルギー基本計画に基づく電力及びガスの自由化、並びに発送電及び導管事業分離を含むエネルギー政策に関する取組みが進展しており、平成28年4月から開始された電力小売り自由化への対応、及び平成29年4月に予定されるガスの小売り自由化への対応が進展する一方で、新規参入する事業会社の動きが活発になっています。

インバウンド市場では、トラベル関連のシステム更新需要と航空インフラ需要が高まっています。

新たなICT需要としては、2020年に開催される東京オリンピックを契機に、インフラ更新や多くの産業分野で新たなサービスの提供に向けた取組みも高まっており、自動運転の実現に向けた取組みやICTを活用した新たなファイナンス・サービスを提供するフィンテック（FinTech：ICTを活用して金融、決済、財務サービス等の領域における技術革新）が注目されています。

グローバルの視点からは、海外拠点を活用したオフショア開発と国内地方拠点を活用したニアショア開発体制のバリエーションが差別化要素となっています。

このような環境下において、当社は、次の重点施策に取組みました。

総合力の発揮としては、次の成長エンジンとなる新たなサービスとして「情報セキュリティ」、「サイバーセキュリティ」をキーワードに、平成28年3月期を「セキュリティ元年」と位置付け、市場への新たなセキュリティ・ソリューションの提案を積極的に展開しました。まず、組込みOS領域において20年来の取引実績を有し、米国シリコンバレーに本社を構えるLynx Software Technologies社（以下、Lynx社）と、同社が提供するIoT機器向けセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の国内展開に向け、新たな協業関係を構築し、平成27年8月に、「IoT時代のセキュリティ・フォーラム2015」を主催しました。10月には、日経ビジネスフォーラム「いま、企業に求められる危機管理」（主催：日本経済新聞社）に、12月には、「IoT&Enterprise Forum 2015 Winter」（主催：日経BP社）に其々協賛し、「隔離する」「遮断する」をキーワードに、対応が急がれるIoT機器のセキュリティ対策として、「LynxSECURE」を紹介しました。10月には、Lynx社と「LynxSECURE」の国内総代理店契約を締結し、IoT機器メーカー、産業機器メーカーや、インフラ関連企業を中心に販売促進活動を積極的に展開しました。平成28年2月には、お客様へのサービス、及びサポート体制の充実・強化、並びに技術力の強化等を目的に、米国シリコンバレーに研究・開発機能を有する米国子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」を設立しました。更に、検証・デモンストレーション用の専用ルームを東京本社に開設し、続いて関西支社に開設する準備を進めたことに加え、東京本社内にセキュリティ・ラボを設置し、技術やサービスの脆弱性に関する調査・研究、及び診断サービスの提案に向けた取組みを継続しました。その他では、複数の大学との産学連携による、IoTセキュリティに関する検証・研究に取組んだことに加え、提携先のブレインワークス社との協業による大手企業及びそのグループ会社向けの情報セキュリティに関するコンサルティング・サービスを継続しました。今後も、事業セグメントの枠を超えた提案活動に注力します。

融合と連携による新たな価値の創造としては、「GISソリューション：SUN MAP®」において、サービスの拡充として、新たに「クラウドサービス」及び「配送計画最適化ソリューション：SUN MAP® for VRP™」の提供を開始しました。提案活動の強化として、「ワイヤレスジャパン2015」、「第11回GISコミュニティフォーラム」、「ビジネスシヨウ&エコフェア2015」、「フードセーフティジャパン2015」、「モノづくりフェア2015」、「IoT Technology 2015 総合技術展」、及び「セキュリティ・安全管理総合展 SECURITY SHOW 2016」の各展示会に出展しました。オフショア・ニアショア開発への取組みとして、引続き中国やベトナムでの開発を継続したことに加え、ベトナムでの開発体制の更なる拡充に向けた準備を開始すると共に、国内地方でのニアショア開発体制の拡充に向けた活動に注力しました。

競争優位の発揮としては、研究開発活動として、スマートメータ、位置検知、及びID認証セキュリティに関する技術研究に取組みました。人材育成として、プロジェクト管理者研修の実施、及びプロジェクト・マネジメントの

強化に向け、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP人材の育成に継続して取り組みました。研究開発の取り組みとして、先端IT技術研究所を設置し、先進技術の研究やソフトウェア開発における生産技術の革新（賢く価値を生み出す開発モデルの実現）に継続して取り組みました。業界貢献活動として、ソフトウェア開発における生産性の向上や効率化の推進、新たな開発モデルの確立、及び競争力の向上に向け、株式会社オージス総研、及びコベルコシステム株式会社と共同で、「エンタープライズアジャイル勉強会」を発足しました。産学連携と人材育成への取り組みとして、立命館大学で開催された「OPEN LABORATORY」にて、当社の産学連携での取り組み実績と研究内容について講演を行いました。

その他には、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的に、平成27年6月25日の第40回定時株主総会において、ストックオプションの発行を決議した他、平成28年2月24日に、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から、東京証券取引所市場第二部へ市場変更しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、社会システム事業において、エネルギー関連が継続して業績を牽引したことに加え、ユビキタス事業が堅調に推移したことにより、10,460百万円と前年同期比15.7%の増収となりました。

営業利益は、収益性向上への取り組みや、売上高の増加に伴う増収の一方で、東京証券取引所市場第二部への上場市場変更関連費用、セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の関連投資（総代理店契約、技術研究・トレーニング、R&D機能を有する米国子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.」開設、及び販売促進費用等）、及び受託ソフトウェア開発を中心とした開発環境の整備等に関する投資に加え、長期金利の低下に伴う退職給付費用の増加があったことから、541百万円（前年同期は408百万円）、経常利益は549百万円（前年同期は409百万円）、当期純利益は289百万円（前年同期は229百万円）となりました。

各セグメントの状況は次の通りであります。

社会システム事業

社会システム事業における分野別の状況は次の通りであります。

ビジネス分野では、当初、第3四半期より縮小を見込んでいた電力の自由化関連が継続したことに加え、ガスの自由化関連案件が堅調に推移した他、メディカル関連や、ネットワーク・セキュリティ監視関連等が堅調に推移しました。

通信分野では、制御分野におけるスマートメータの通信制御関連案件への対応を強化したことに伴い減少しました。

制御分野では、前期あった鉄道関連が終了した他、プリント関連機器開発が減少しましたが、スマートメータの通信制御関連案件や、航空関連が順調に拡大したことに加え、映像関連等が堅調に推移しました。

その結果、当事業年度の売上高は、6,833百万円と前年同期比32.2%の増収となりました。

ユビキタス事業

ユビキタス事業における分野別の状況は次の通りであります。

組込み分野では、自動車における次世代システム関連が順調に拡大した他、複合機関連やメディカル関連が堅調に推移しました。

ユビキタス分野では、食品工場でフードディフェンス対策として、当社が特許を保有する「ID認証セキュリティ・ソリューション：tACCESS™」（電界通信「タッチタグ」を用いた入退場管理システム）の採用が継続した他、対応領域拡大に向けた顧客との調整を進めました。又、スマートメータに搭載される国際無線通信規格「Wi-SUN」に準拠したファームウェア（uStack™）の提供が堅調に推移しましたが、OSや製品販売が減少しました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,667百万円と前年同期比5.5%の増収となりました。

金融システム事業

金融システム事業の状況は次の通りであります。

金融分野では、信販向けクレジット・カード関連は堅調に推移しましたが、銀行営業店端末システムは次案件の立上りが遅れたことにより減少しました。又、案件の選択と集中による収益性の向上と品質強化に取り組みました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,959百万円と前年同期比14.4%の減収となりました。

事業 分野	平成27年3月期			平成28年3月期		
	売上高(百万円)			売上高(百万円)		
	実績	構成比(%)	前期比(%)	実績	構成比(%)	前期比(%)
社会システム	5,168	57.2	12.1	6,833	65.3	32.2
ビジネス	2,951	32.7	22.8	4,781	45.7	62.0
通信	551	6.1	13.2	150	1.4	72.7
制御	1,664	18.4	6.0	1,900	18.2	14.2
ユビキタス	1,580	17.5	4.8	1,667	16.0	5.5
組込み	1,317	14.6	1.8	1,418	13.6	7.7
ユビキタス	263	2.9	17.6	248	2.4	5.5
金融システム	2,289	25.3	5.6	1,959	18.7	14.4
全社合計	9,038	100.0	7.1	10,460	100.0	15.7

(注) 上記金額は販売金額であり、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度中における「現金及び現金同等物」は、前事業年度末に比べ276百万円増加し、1,219百万円となりました。

各キャッシュ・フローについては、次の通りであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、506百万円の増加となりました。

主な変動要因としては、売上債権の増加により195百万円、工事損失引当金の減少により24百万円減少した一方で、退職給付引当金の増加により105百万円の増加、仕入債務の増加により115百万円の増加、税引前当期純利益が549百万円となったことによります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、264百万円の減少となりました。

主な変動要因としては、有形固定資産の取得による支出で28百万円減少、無形固定資産の取得による支出で207百万円減少したことによります。

以上により、フリー・キャッシュ・フローが242百万円増加となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、34百万円の増加となりました。

主な変動要因としては、配当金の支払により88百万円減少した一方で、長期借入による収入で125百万円増加したことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

事業	分野	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		生産高(千円)	前年同期比(%)
社会システム	システム	5,472,537	30.7
	ビジネス	3,769,332	58.0
	通信	150,631	67.4
	制御	1,552,573	15.9
ユビキタス	ユビキタス	1,249,869	4.3
	組込み	1,082,942	5.4
	ユビキタス	166,926	2.6
金融システム		1,631,700	15.6
合計		8,354,106	14.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメント別に示すと、次の通りであります。

事業	分野	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			
		受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
社会システム	システム	7,328,538	42.2	1,182,304	72.0
	ビジネス	5,165,535	73.6	739,727	107.8
	通信	130,700	75.1	101,869	16.5
	制御	2,032,302	23.1	340,708	62.8
ユビキタス	ユビキタス	1,701,656	9.0	279,084	13.9
	組込み	1,481,349	14.1	264,570	30.9
	ユビキタス	220,307	16.0	14,514	66.2
金融システム		1,874,239	15.9	325,437	20.7
合計		10,904,435	22.0	1,786,826	33.1

(注) 上記金額は実際受注額であり、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

事業	分野	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		売上高(千円)	前年同期比(%)
社会システム	システム	6,833,561	32.2
	ビジネス	4,781,818	62.0
	通信	150,866	72.7
	制御	1,900,876	14.2
ユビキタス	ユビキタス	1,667,573	5.5
	組込み	1,418,904	7.7
	ユビキタス	248,668	5.5
金融システム		1,959,179	14.4
合計		10,460,314	15.7

- (注) 1. 上記金額は販売金額であり、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
三菱電機(株)	1,236,441	13.7	2,964,089	28.3

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の社会インフラは、2020年に開催が予定されている東京オリンピックをひとつの契機として、エネルギー、自動車・道路、鉄道、航空、通信、防災、医療等、あらゆる分野で、第4次産業革命とも呼ばれるIoTや第3のプラットフォーム(モバイル、ソーシャル、ビッグデータ、クラウド)等の先進的なICT技術をフル活用した次世代システムへの移行・更新が進展して参ります。又、情報セキュリティの領域では、情報漏洩や標的型サイバー攻撃の脅威は高まっており、IoTが本格的に進展する情勢において、情報システム全体やIoT機器に対するセキュリティ対策が急がれています。

当社は、社会システム領域と全IoT領域での強みを背景に、「安心」「安全」「快適」「環境」をキーワードに、豊かな社会の発展に貢献して参ります。

又、旺盛なICT需要を追い風に、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備すると共に、先進的なアドバンスト・ソリューションの創造・提供を推進し、「利益成長型企業」を目指します。

更に、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図ると共に、事業効率の向上に努めて参ります。

4【事業等のリスク】

当社の事業活動、経営成績、及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきましては、次のようなものが考えられます。又、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。尚、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針であります。

本項における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在している為に、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業活動に係るリスクについて

経営成績の季節変動について

当社が提供する情報サービスは、各四半期末月、特に、事業年度末月に売上計上が集中する傾向があります。一方、費用面では、人件費等は概ね均等に発生する為に、営業利益及び経常利益においては下半期に偏重する傾向があります。

従いまして、受注動向、及び短期開発案件の集中度合い、並びに不測の事態の発生等により検収時期が延期となった場合は、当該期間の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

尚、当社の四半期毎の経営成績は、次の通り推移しております。

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

							通期
	上半期			下半期			
	第1四半期	第2四半期		第3四半期	第4四半期		
売上高 (千円)	2,171,881	2,323,224	4,495,106	2,129,616	2,413,344	4,542,960	9,038,066
構成比(%)	24.0	25.7	49.7	23.6	26.7	50.3	100.0
営業利益 (千円)	73,903	141,343	215,246	98,534	95,099	193,633	408,880
構成比(%)	18.1	34.5	52.6	24.1	23.3	47.4	100.0
経常利益 (千円)	73,429	140,628	214,057	96,992	98,551	195,544	409,601
構成比(%)	17.9	34.4	52.3	23.7	24.0	47.7	100.0

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

							通期
	上半期			下半期			
	第1四半期	第2四半期		第3四半期	第4四半期		
売上高 (百万円)	2,249,614	2,525,747	4,775,362	2,488,686	3,196,264	5,684,951	10,460,314
構成比(%)	21.5	24.1	45.6	23.8	30.6	54.4	100.0
営業利益 (千円)	161,100	137,825	298,926	183,158	59,794	242,953	541,879
構成比(%)	29.7	25.5	55.2	33.8	11.0	44.8	100.0
経常利益 (千円)	160,289	143,316	303,606	181,299	64,889	246,189	549,796
構成比(%)	29.1	26.1	55.2	33.0	11.8	44.8	100.0

顧客の投資計画にかかる影響について

顧客の投資計画の実行は、経済環境や収益動向等に影響を受け、それらが悪化した場合、当社の経営成績、及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、特定の事業セグメントや顧客に過度に依存しないバランス経営を意識した事業運営を図ると共に、事業セグメント毎の主要顧客戦略の推進により、事業活動及び経営成績への影響の低減を図ります。

外注企業の活用について

当社が顧客から受注したシステム開発においては多くの外注企業を活用しており、当事業年度において、総製造費用に占める外注費の割合は53.8%となっております。

当社は、「動員力の確保」、「収益性の確保」、「開発技術の補充」による付加価値の高い業務領域の確保と差別化、収益性の向上、業務受注の安定化に向け、当社の方針に賛同頂ける外注企業と公正、且つ相互メリットが得られるよう、次の諸施策による連携強化に取組み、事業活動及び経営成績へ影響の低減を図っております。

- ・相互メリットのある長期的視点に立った取引関係の構築
- ・顧客への戦略的な共同提案
- ・業務の優先的な発注等の施策によるアライアンスの強化
- ・海外オフショア開発、及び国内ニアショア開発拠点の整備、及び拡充

オフショア開発について

当社は、オフショア開発を推進することで、顧客ニーズの一つである『オフショア開発による「開発コストの抑制」』に取り組んでおりますが、地政学リスクや、人件費の高騰等により、安定した発注が出来なくなる可能性があります。

その為、開発委託国、及び開発拠点の開拓を推進することに加え、国内地方での開発拠点の拡充を図る等の開発体制の最適化を推進し、安定化を図ります。

(2) プロジェクトに係るリスクについて

不採算プロジェクトの発生について

当社が顧客にシステムやソリューションを提供する場合、顧客との間で予め対価を契約により定めておりますが、受注時におけるコスト見積の誤り、品質管理、及び工程管理等に問題が生じた場合は、技術者の追加投入や賠償等が発生することにより採算性が低下する可能性があります。

納品遅延や不具合による損害賠償について

当社は、顧客との間で予め定めた期日迄に作業を完了・納品できなかった場合には遅延損害金、最終的に作業完了・納品できなかった場合には損害賠償責任が、作業完了・納品後に不具合等が発見された場合には瑕疵担保責任が発生することに加え、当社の信用の失墜により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクの低減を図るため、当社は次の施策により、高品質な情報システムの提供を図っております。

- ・「ISO9001：品質マネジメント・システム」に準拠した品質保証推進活動
- ・品質保証推進に関する専任組織を中心とした、全社横断的な品質向上の推進
- ・定期的なリスク診断、当社独自のプロジェクト監視ツールによる各プロジェクトの進捗状況等の「見える化」、情報の一元管理、及び社内各層における情報共有の推進
- ・品質監査の充実による、品質保証推進の活動形骸化の防止
- ・プロジェクト・マネジメントの国際的な資格である「PMP資格」の取得を推進し、有資格者によるプロジェクト管理、品質管理、及びリスク・マネジメントを強化

(3) 情報管理に係るリスクについて

情報漏洩について

秘密情報、及び個人情報の保護、並びにその漏洩対策は極めて重要な課題となっており、万が一、事故等が生じた場合、損害賠償責任や信用失墜により、当社の事業活動、及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その為、当社では、「ISO9001：品質マネジメント・システム」、「ISO27001：情報セキュリティ・マネジメント・システム」、「JIS Q 15001：プライバシー・マーク」の各認証を取得し、運用の徹底を図っております。社員はもとより外注企業と連携した教育や啓蒙活動により秘密情報や個人情報の安全性・信頼性の確保を図っております。

情報システムのトラブルについて

当社は、事業の特性上、多数のコンピュータ機器を利用していることから、大規模な災害・停電、システムやネットワーク障害、不正アクセスやコンピュータ・ウイルス等による被害が発生した場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

その為、当社では専門業者であるデータセンタの利用等により、データの保全、電源確保、対不正アクセス等の対策を講じています。又、セキュリティ技術に関する研究を推進し積極的な活用を図ります。

(4) 知的財産権に係るリスクについて

当社が保有する独自技術については、特許権の取得に取り組んでいることに加え、第三者の知的財産権を侵害する事態を可能な限り回避すべく特許事務所等にて適時確認をする等の最善の努力をしております。

しかし、当社が事業の展開を進めている分野において既に成立している特許権の全てを検証し、更に将来どのような特許権その他知的財産権が成立するかを正確に把握することは困難であります。

その為、現在、又は将来利用する技術と抵触する特許権等の知的財産権を第三者が既に取得している可能性も否定できず、万一そのような事態が発生した場合には、当該知的財産権侵害に関する提訴を受け、当社に損害賠償義務が発生する等、当社の経営成績、及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

(5) 人材に係るリスクについて

有能な人材の確保・育成について

当社は、最大の経営資源である人材の確保、及び育成こそが企業の成長・発展の源泉であるとの方針から、有能な技術者、業務ノウハウの保有者、管理者等の確保・育成に努めております。

しかし、有能な人材の確保・育成が著しく停滞した場合、又は、大量に流出した場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

労務管理について

プロジェクトにおいては、緊急時対応、品質向上、進捗確保の為、長時間労働や過重労働が発生することがあり、従業員の健康問題や労務問題に繋がる可能性があります。

当社は、積極的な採用活動、教育研修の充実、マネジメント層や人事担当組織が連携した労務環境の改善活動等により、これらのリスク低減に取り組んでいます。

(6) 法令遵守に係るリスクについて

当社が事業活動を行うに当たり、「個人情報保護法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、「下請代金支払遅延等防止法」、「外国為替及び外国貿易法」等の関連法令の適用を受けております。これらの法令に違反した場合、それぞれの法令で定められている罰則の適用を受ける可能性に加え、社会的信用の失墜により、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。

その為、法令遵守に係るリスクを的確に把握していく必要があるという認識に立ち、当社は次の施策により、法令遵守体制の確立をしています。

- ・ 企業活動を行うに当たっての基本的な方針を纏めた「企業行動規範」の制定
- ・ 企業倫理の遵守に関する説明会や階層別教育による、従業員の意識向上と周知徹底の推進
- ・ 公益通報保護や内部通報制度の確立による、小さな問題が法令等違反へ発展することの未然防止
- ・ 顧問弁護士と連携した、法的リスクの回避体制の確立

5【経営上の重要な契約等】

重要な契約の締結について

当社は、米国 Lynx Software Technologies, Inc.(本社：San José, CA USA, Gurjot Singh, CEO、以下「Lynx社」)との間で、Lynx社のセキュリティ製品「LynxSECURE」の日本市場における総代理店契約を締結することを平成27年10月21日の取締役会にて決定し、平成27年10月26日に契約を締結しました。

(1) 契約の目的

社会インフラのIoT化のセキュリティ課題に向け、組込みOSで当社と20年来の協業関係にあるLynx社の先進性、独自性のある最新セキュリティ製品の「LynxSECURE」をコアコンポーネントとして更なる協業を進め、日本市場に独自のセキュリティ・ソリューションを導入し、セキュリティの事業化を進めることで、今後、一層の社会への貢献が見込まれるため。

(2) 契約の相手会社の名称

Lynx Software Technologies, Inc.

(3) 契約の締結日

平成27年10月26日

(4) 契約の内容

- ・当社が「LynxSECURE」、及び関連製品の独占販売権を含む日本総代理店となります。
- ・当社は、関連製品全てのソースコードの開示を受けると共に、改変権を取得します。
- ・日本国内におけるプロモーション活動を両社共同で推進します。

(5) 契約の締結が営業活動へ及ぼす影響

本契約締結に伴う当社の今期業績への影響はありません。

(6) その他重要な事項

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社の社名である「アドソル」とは、お客様に提供する「Advanced Solution(アドバンスド・ソリューション)」を意味し、「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」を目指しています。

即ち、企業価値の増大に結びつく新事業、新ソリューション、新技術を調査・研究し、特徴あるICT企業としての成長を目指すことが、経営の基本的な考えです。

こうした考えに立って、当社では、以下の各項目を基本方針として研究開発活動を行っています。

- ・現在・将来の強みの源泉である、事業セグメント毎の中核技術
- ・事業セグメントを横断する共通技術
- ・他社との差別化を確立する為のソリューションの開発
- ・大学・企業等との共同研究

(1) 現在・将来の強みの源泉である、事業セグメント毎の中核技術

・社会システム事業

エネルギー領域では、電力・ガスの制度改革対応を支える業務システム技術

インダストリー領域では、交通(鉄道・航空)の新たな柱として「自動車」領域技術

ソリューション領域では、映像、GIS

次世代基盤システム領域では、クレジットカード・決済系開発技術、業務アプリ開発、次世代プラットフォーム開発技術

・IoTシステム事業

LynxSECURE、及び周辺OS開発技術

車載、医療機器、MPS、テレマティクス領域の業務及び組込み開発技術

(2) 事業セグメントを横断する共通技術

・当社の新たなコア・コンピテンシーである、セキュリティ関連技術

セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」を使うソリューション展開に必要な技術

新たなセキュリティ・コア技術

・ソフトウェア開発のベース力である、ソフトウェア・エンジニアリング技術

ASF(アドソル・スキル・フレームワーク)による、当社技術の標準化

STP(Smart Tool Project)を通じたツール活用技術

モデルベースシステムズエンジニアリング

・半歩先を見据えたIoT関連の先端技術

PaaS等のクラウド技術を活用した、IoT基盤技術

クラウドAIサービスの利用技術などを用いた、IoT応用技術

スマートロボット関連技術

(3) 他社との差別化を確立する為のソリューションの開発

- ・融合と連携による新たなソリューションの開発、及び過去の経験とノウハウをソリューションへと昇華させ、戦略ソリューションとして確立する取組みを強化しています。
 - 戦略ソリューションの強化として、「セキュリティ」「クラウド」「エネルギー」を重点的且つ戦略的に展開・推進する取組み
 - 新規ソリューションの創造として、IoTシステム領域にて、得意な技術・ノウハウを有する他企業との連携や全社英知の融合と連携により、魅力あるIoTソリューションを創造する取組み
 - 伝統・匠ソリューションの創成として、創業以来、伝統と信頼を基に築き上げてきた実績をソリューション化する取組み

(4)大学・企業等との共同研究

最新技術の習得、検証及び普及を目的に、産学連携の共同研究に、積極的に参加して参ります。

当社における研究開発活動は、個別の事業セグメントに特化するものではなく、事業横断的に適用可能であるため、セグメント別に分計はしておりません。

尚、当事業年度における研究開発活動の総額は、116百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されていますが、この財務諸表の作成に当たっては、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。

これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴う為に、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載の通りであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきましては、「4 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(4) 戦略的現状と見通し

平成29年3月期の我が国経済は、海外においては、景気の減速感の強まり、国際情勢の悪化、中国経済の成長率の減速、米国の利上げに伴う投資マネー動向の変化、原油安に伴う世界的な株安リスクの高まりがみられ、国内においては政府の各種政策や日銀のマイナス金利導入等がありますが、円高・株安基調となっており、政府や日銀による成長戦略の継続が求められています。

当社が属する市場及び顧客においては、中長期的には、国内経済の低成長、企業の海外進出、ICT投資の海外シフト、低価格化、国内ICT技術者の不足等、成長を阻害する要因があります。

ICT投資需要としては、製造業における世界規模での生産最適化、生産ラインの自動化、設計/開発領域でのデジタル化の進展、小売業におけるオムニチャネルを加速するためのICTプラットフォーム構築やデジタルマーケティングの進展、金融分野におけるフィンテックやコンピュータが自ら考え学習するコグニティブ・コンピューティングを活用したICT投資等、あらゆる産業でICT投資活発化の動きが見られます。又、多くの企業では第3のプラットフォームやIoTを活用した新サービス創出に注目が高まっています。そうした中、情報漏洩やセキュリティ事故が相次いでおり、様々な機器がインターネットで繋がるIoTの本格展開に伴い、情報システム全体やIoT機器向けのセキュリティ対策が急がれています。

このような環境下において、当社は、次の諸施策に取組みます。

平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「Vision 2020」を定め、初年度となる平成29年3月期では、次世代社会システム領域の拡大と、次世代基盤領域の強化を目的に金融システム事業を発展的に解消し、社会システム事業に統合・再編します。又、ユビキタス事業をIoTシステム事業に改称し、社会システム事業との連携を強め、デバイス制御（センシング、OS、近距離無線通信を含む）から広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウド迄のIoTシステムの全域をカバーすると共に、セキュリティ・ソリューションを提供する総合エンジニアリング企業としてのブランド確立を目指します。

次に、当社が保有する技術・ノウハウをベースとした高付加価値サービスとアドバンスト・ソリューションの提供をはじめ、収益性を高める施策を推進する等、利益重視の戦略を展開します。

具体的な戦略は次の通りです。

中期経営計画の策定

当社は、「高付加価値サービスの創造・提供を通じて お客様の満足と豊かな社会の発展に貢献する」という企業理念に基づき、2020年以降の持続的成長を果たすべく、「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」を目指し、新中期経営計画を策定しました。

当社の成長事業領域を、「IoTを活用した次世代型の社会システム分野」と位置付け、3年後の平成31年3月期には売上高110億円、営業利益8億円(営業利益率7.3%)の、過去最高売上高と営業利益を達成することにより、自己資本当期純利益率(ROE)14%以上を目指します。

ビジョン

目指す会社の姿を、「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」とし、具体的な内容は次の通りです。

a 利益成長型企業として期待される企業

b デバイス制御（センシング、OS、近距離無線通信を含む）から広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウドまでのIoTシステムの全域をカバーし、セキュリティ・ソリューションを提供する総合エンジニアリング企業

- c 融合・連携により新たな価値を創造し、「Advanced Solution」をプロバインドしている企業
- d 先進的な「One Stop Solution」を提供している企業
 - ・提案～企画・設計～開発～運用・保守に至るOne Stop Solutionを提供
 - ・デバイス制御（センシング、OS、近距離無線通信を含む）から広域ネットワーク、大規模基幹システム、ビッグデータ、クラウドに至る全IoTシステム領域をワンストップで提案する企業
 - ・情報セキュリティ・ガバナンスの設計からネットワーク、デバイス、フィジカルに至るセキュリティ・ソリューションをワンストップで提案する企業
- e グローバル（国内、米国、中国、ベトナム、アジア諸国）に企業活動を展開している企業
- f 企業グループを形成し、各社が得意とする技術・ノウハウを融合し、総合力を発揮している企業
- g 社員一人ひとりの成長と輝きが、会社の成長と企業価値向上にしっかりとシンクロしている企業

スローガン

当社のビジョンと理念の実現に向け、当社の強みを最大限に発揮すべく「IoTを活用した次世代社会システムで次なる成長」をスローガンに、「社会システム」「IoT」「セキュリティ」「ソリューション」「グローバル」の5つのブランドの強化と訴求を積極的に展開します。

基本方針

基本方針は、次の3つです。

- a 次世代社会システム領域を拡大する
 - ・IoT技術や第3のプラットフォーム（モバイル、ソーシャル、ビッグデータ、クラウド）を活用した次世代社会システム領域に、総合力を発揮して、ベースロードの骨太化と先進対応領域への参入でビジネスの拡大を図る
- b 新たな価値の創造・提供に挑戦する
 - ・先進技術と特異技術、豊富な経験とノウハウ、英知を融合し、新たな価値（ソリューション）を創造すると共に、国内外の協力会社、提携企業との関係強化及び資本提携企業の拡充を図る
 - ・外部機関・団体との連携、共同研究を通じて、新たなビジネスの萌芽を促進し、企業認知、ソリューション認知を積極的に展開し、「アドソル・ブランド」の訴求を展開する
- c 競争優位を発揮する
 - ・技術の先進性と先導性を確保し、多様性に富んだプロフェッショナル人材の育成を通じて、小規模から高難度大規模プロジェクト及びグローバル分散開発を推進し、高品質と収益性に寄与するマネジメント力を強化する。
 - ・業務プロセスの改善とICT化により、業務品質の向上とローコスト・オペレーションを実現する。

事業別戦略

a 社会システム事業

- ・エネルギー（電力・ガス）領域におけるベースロードの強化と先進対応領域の拡大
- ・ITS(Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム)領域への参入図ると共に、鉄道、道路、航空、防災、旅行、メディカル、情報通信で、新たなワンストップ領域の確立
- ・ネット決済基盤と次世代基盤の強化による社会システム領域の拡大
- ・ソリューション・ビジネスの強化・推進

b IoTシステム事業

- ・特異技術（近距離無線通信、電界通信）で、国内トップ・ベンダーの地位を確立
 - ・組込み開発プロセスのアウトソーシング・サービスのビジネス化推進
 - ・セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」のビジネス化推進
 - ・「IoT-ODMサービス（ ）」のビジネス化推進
 - （ ）IoT-ODMサービス：IoT機器を理想に機能・動作させる組込みシステムの設計・開発・検証・保守を顧客より一括して受託し、提供するアウト・ソーシング・サービス。
- ODM：Original Design Manufacturing

以上のことから、平成29年3月期の業績は、売上高10,500百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益600百万円（同10.7%増）、経常利益605百万円（同10.0%増）、当期純利益363百万円（同25.5%増）となる見込みです。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

運転資金、借入の返済及び利息の支払い、並びに配当金及び法人税の支払等に資金を充当しております。

資金の源泉

金融機関からの借入により、必要とする資金を調達しております。

キャッシュ・フロー

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載の通りであります。

長期借入金及び短期借入金

当事業年度末の有利子負債は、212百万円であります。

この内訳は、金融機関からの借入が212百万円であります。

又、運転資金の調達手段の利便性確保を目的として総額700百万円の「コミットメントライン契約」を締結しております。

尚、この契約に基づく当事業年度末の借入残高はありません。

(6) 当事業年度末の財政状態の分析

「流動資産」は、3,696百万円と前事業年度末に比べ466百万円増加しました。

主な変動要因としては、当座預金が1,178百万円と277百万円、売掛金が1,987百万円と186百万円増加したこと等によります。

「固定資産」は、1,478百万円と前事業年度末に比べ130百万円増加しました。

主な変動要因としては、投資有価証券が342百万円と63百万円減少した一方で、無形固定資産が198百万円と164百万円増加したこと等によります。

これにより、資産合計は、5,175百万円と前事業年度末に比べ596百万円増加しました。

一方、「流動負債」は、1,614百万円と前事業年度末に比べ167百万円増加しました。

主な変動要因としては、未払消費税等が89百万円と72百万円減少した一方で、買掛金が541百万円と115百万円増加、未払法人税等が199百万円と108百万円増加したこと等によります。

「固定負債」は、908百万円と前事業年度末に比べ232百万円増加しました。

主な変動要因としては、長期借入金が150百万円と127百万円増加、退職給付引当金が744百万円と105百万円増加したこと等によります。

これにより、負債合計は、2,523百万円と前事業年度末に比べ399百万円増加しました。

「純資産」は、2,652百万円と前事業年度末に比べ197百万円増加しました。

主な変動要因としては、利益剰余金が1,785百万円と200百万円増加したことによります。

以上の結果、「自己資本比率」は、50.3%と前事業年度末に対して、3.1ポイント減少しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、急激な情報通信技術の革新や販売競争の激化に対処する為に、情報機器及び情報通信システム、並びにこれらに関連する設備も含めて、設備投資として新設、拡充、改修、除却等を行っております。

自社所有の浦和寮（独身寮）を除き、事務所等の建物については、賃借取引によるものでありますが、浦和寮及び事務所等の建物に付帯する設備については、設備投資として新設、拡充、改修、除却等を行っております。

当事業年度において実施しました設備投資の総額は29,106千円であり、その主なものは、開発環境整備を目的とした関西支社のレイアウト及びセキュリティ工事や各事業所の電話交換設備工事、及び業務支援システム等のソフトウェアへの投資です。

尚、セグメント別に記載することは困難であるため記載を省略しております。

又、当事業年度において重要な設備の除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内で合計5か所に事業所等を設置しております。

賃借による事務所として、本社、支社及び開発センタを4か所設置している他、自社所有の独身寮として、浦和寮を1か所設置しております。

主な設備の内容は、次の通りであります。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	18,270	11,517	-	-	31,569	61,357	301 (1)
関西支社 (大阪府大阪市北区)	事務所	18,180	2,956	-	-	313	21,449	103
九州支社 (福岡県福岡市博多区)	事務所	8,085	3,198	-	-	-	11,283	84
仙台開発センタ (宮城県仙台市青葉区)	事務所	299	313	-	-	-	612	1
浦和寮 (埼玉県さいたま市 南区)	独身寮	111,371	0	371,169 (454.46)	-	-	482,540	-
合計		156,206	17,985	371,169 (454.46)	-	31,882	577,243	489 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

2. 従業員数は、正社員、契約社員、特別契約社員、特別雇用社員であり、臨時雇用者（派遣受入社員及びアルバイト）は（ ）外数で記載しております。

正社員数は、出向受入社員1名を含み、取締役、監査役を除いております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

尚、当事業年度末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は、次の通りであります。

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,565,730	4,565,730	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	4,565,730	4,565,730	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第7回ストックオプション(平成25年6月27日定時株主総会決議)

(当社取締役及び従業員に対するストックオプション)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	530 (注)1・2	530 (注)1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159,000 (注)1・2・5	(注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり481円 (注)3・5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月2日 至 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 481円 1株当たり資本組入額 241円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。新株予約権の相続はこれを認めない。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1,442円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編成行為時における本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する乙に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の から に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することが出来る。

5. 平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回ストックオプション（平成27年6月25日定時株主総会決議）
（当社従業員に対するストックオプション）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数（個）	550（注）1・2	548（注）1・2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	55,000（注）1・2	54,800（注）1・2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,474円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年8月4日 至 平成32年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,474円 1株当たり資本組入額 737円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

注）1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式62,000株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1,474円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使の条

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

第1回株式報酬型ストックオプション（平成27年6月25日定時株主総会及び取締役会決議）
（当社取締役に対するストックオプション）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数（個）	22,774（注）1	22,774（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,774（注）1	22,774（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月4日 至 平成57年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,214円 1株当たり資本組入額 607円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成56年8月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の

新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することが出来る。

第1回業績目標コミットメント型有償ストックオプション（平成28年5月10日取締役会決議）
（当社取締役に対するストックオプション）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数（個）		280（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		28,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）		1株当たり6円
新株予約権の行使期間		自平成31年7月1日 至平成34年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		1株当たり発行価格 1,420円 1株当たり資本組入額 710円
新株予約権の行使の条件		（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		（注）3

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる3カ年の業績目標（下記イ．参照）に準じて設定された下記ロ．に掲げる条件を達成した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

また、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

イ．当社第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

- 1) 第42期（平成29年3月期） 営業利益 6億円
 - 2) 第43期（平成30年3月期） 営業利益 7億円
 - 3) 第44期（平成31年3月期） 営業利益 8億円
- 3カ年累計の営業利益21億円

ロ．本新株予約権の行使に際して定められる条件

第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）の営業利益の累計額が21億円を超過した場合新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人は新株予約権を行使できない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することが出来る。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年1月1日 (注)	3,043,820	4,565,730		499,756		204,756

(注) 平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割し、発行済株式総数が3,043,820株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	21	27	15	2	3,239	3,308	-
所有株式数(単元)	-	4,112	1,039	9,122	912	2	30,452	45,639	1,830
所有株式数の割合(%)	-	9.01	2.28	19.99	2.00	0.00	66.72	100	-

(注) 自己株式116,778株は、「個人その他」に1,167単元及び「単元未満株式の状況」に78株を含めて記載して
おります。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株) インテック	富山県富山市牛島新町5-5	585,000	12.81
アドソル日進従業員持株会	東京都港区港南4-1-8	563,900	12.35
高原 慶一朗	四国中央市	270,000	5.91
日本プロセス(株)	東京都港区浜松町2-4-1	247,000	5.41
(株) みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	186,000	4.07
(株) 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	138,000	3.02
今藤 一行	大阪府吹田市	75,000	1.64
海瀬 希予史	千葉県千葉市稲毛区	75,000	1.64
日本トラスティー・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1-8-11	68,500	1.50
三菱電機コントロールソフトウェア(株)	兵庫県神戸市兵庫区浜山通6-1-2	66,000	1.46
計	-	2,274,400	49.81

(注) 上記の他、自己株式が116,778株あります。

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 116,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,447,200	44,472	
単元未満株式	普通株式 1,830		
発行済株式総数	4,565,730		
総株主の議決権		44,472	

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アドソル日進(株)	東京都港区港南四丁目1番8号	116,700		116,700	2.56
計		116,700		116,700	2.56

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第7回ストックオプション（平成25年6月27日定時株主総会決議）

（当社取締役及び当社従業員に対するストックオプション）

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社従業員 404名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みにに関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回ストックオプション（平成27年6月25日定時株主総会決議）

（当社従業員に対するストックオプション）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 484名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みにに関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第1回株式報酬型ストックオプション（平成27年6月25日定時株主総会及び取締役会決議）
（当社取締役に対するストックオプション）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第1回業績目標コミットメント型有償ストックオプション（平成28年5月10日取締役会決議）
（当社取締役に対するストックオプション）

決議年月日	平成28年5月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回ストックオプション（平成28年6月29日定時株主総会決議）
（当社従業員に対するストックオプション）

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 499名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	63,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から3年を経過した日より2年間とする。 但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2．行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

新株予約権を行使することが出来る期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。

第2回株式報酬型ストックオプション（平成28年6月29日取締役会決議）
（当社取締役に対するストックオプション）

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	新株予約権の上限の数は18,047個とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年8月2日から平成58年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成57年8月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記

に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することが出来る。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	46	89
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	116,778		116,778	

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

従いまして、利益配分につきましては、安定的な成長を持続させる為の積極的な投資と、財務体質の安定化に向けた内部留保、更に、株主の皆様に対する利益還元との適正なバランスを確保することを目指しています。

株主還元につきましては、持続的な安定配当に留意し、業績に裏付けられた成果の配分を行います。

当社の剰余金の配当につきましては、従来の配当性向方針を3%引き上げ、「配当性向33%以上」を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき、東京証券取引所市場第二部への市場変更記念配当4円を含む19円となります。

既に平成27年12月4日に実施済みの中間配当金1株につき7円と合わせまして、年間配当金は、1株につき26円となります。

この結果、配当性向は40.0%となります。

又、平成29年3月期の配当につきましては、1株につき年間27円（中間で14円及び期末で13円）を予定しております。

この場合の配当性向は33.4%となります。

尚、当事業年度に係る剰余金の配当は、次の通りであります。

決議年月日	配当金の金額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月6日 取締役会決議	31,142	7
平成28年6月29日 定時株主総会	84,530	19

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	911	1,290	3,290 1,600	1,444	2,030
最低(円)	750	802	989 675	715	998

(注) 1. 最高・最低株価は、平成23年4月1日より平成25年7月15日は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成28年2月24日より東京証券取引所市場第二部におけるものです。

2. 印は、平成26年1月1日の株式分割(1株 3株)による権利落後の最高・最低価格を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	1,525	1,514	1,799	2,030	1,685	1,485
最低(円)	1,362	1,373	1,379	1,389	1,150	1,273

(注) 1. 最高・最低株価は、平成28年2月23日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成28年2月24日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性10名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	経歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		上田 富三	昭和26年9月19日生	昭和49年4月 竹菱電機(株)(現(株)たけびし) 入社 昭和53年7月 紀陽コンピュータシステム(株) 代表取締役 平成元年12月 (株)スターリング 常務取締役 平成3年11月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株)(現(株)JIEC) 入社 平成16年2月 当社 入社 平成16年4月 当社 F&Bソリューション事業部長 平成16年6月 当社 取締役 平成17年6月 当社 常務取締役 平成22年4月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	43,100
常務取締役	I o T システム 事業部長	田井 史徳	昭和31年4月25日生	昭和52年4月 当社 入社 平成7年10月 当社 福岡事業部長 平成16年6月 当社 取締役 関西支社長 平成17年4月 当社 取締役 I&Cソリューション事業部長 平成17年7月 当社 主席執行役員 I&Cソリューション事業部長 平成20年6月 当社 取締役 平成21年4月 当社 取締役 関西支社長 平成24年4月 当社 取締役 業務改革推進部長 平成25年4月 当社 取締役 事業推進部長 平成25年10月 当社 取締役 コピキタス・ソリューション事業部長 平成26年6月 当社 常務取締役 コピキタス・ソリューション事業部長 平成28年4月 当社 常務取締役 I o Tシステム事業部長(現任)	(注)3	16,400
取締役	情報システム 部長	田中 耕一	昭和31年6月10日生	昭和54年4月 当社 入社 平成12年7月 当社 国際事業部長 平成21年4月 当社 執行役員 エンベデッド・ソリューション事業部長 兼 営業部長 平成22年7月 当社 エンベデッド・ソリューション事業部長 平成23年6月 当社 取締役 エンベデッド・ソリューション事業部長 平成24年4月 当社 取締役 コピキタス・ソリューション事業部長 平成25年10月 当社 取締役 事業推進部長 平成26年10月 当社 取締役 総務部長 平成27年12月 当社 取締役 情報システム部長(現任)	(注)3	11,600
取締役	経営管理部長	後関 和浩	昭和35年9月7日生	昭和59年4月 朝日ビジネスコンサルタント(株) 入社 平成2年1月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株)(現(株)JIEC) 入社 平成11年1月 同社 事業管理部長 平成12年1月 同社 経営企画部長 平成15年1月 同社 情報・品質統括部長兼業務改革室長 平成17年6月 当社 入社 平成17年7月 当社 企画部長 平成20年4月 当社 執行役員 企画部長 平成23年4月 当社 経営管理部長 平成26年6月 当社 取締役 経営管理部長(現任)	(注)3	4,200

役名	職名	氏名	生年月日	経歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	社会システム 事業部長	篠崎 俊明	昭和41年6月12日生	平成元年4月 当社 入社 平成22年7月 当社 I&Cソリューション事業部長 平成24年4月 当社 エンジニアリング・ソリューション事業部長 平成25年4月 当社 社会システム事業部長 平成27年6月 当社 取締役 社会システム事業部長 (現任)	(注)3	11,300
取締役		星野 将	昭和19年7月31日生	平成8年3月 陸上自衛隊 第7師団司令部幕僚長 平成11年3月 陸上自衛隊開発実験団長 平成13年6月 陸上自衛隊退官 平成13年8月 総合警備保障(株)常勤顧問 平成16年4月 同社 執行役員 開発担当 開発企画部長 平成22年6月 同社 取締役 常務執行役員 平成23年6月 (株)日本アレフ取締役 平成26年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	1,500
取締役		峰野 博史	昭和49年12月11日生	平成11年4月 日本電信電話(株)入社 平成14年10月 静岡大学情報学部助手 平成19年4月 同大学 助教 平成23年4月 同大学 准教授 平成25年4月 静岡大学大学院情報学研究科准教授 平成26年6月 当社 社外取締役(現任) 平成27年4月 静岡大学大学院情報学領域准教授 (現任)	(注)3	400
常勤監査役		三重野 裕彦	昭和28年6月26日生	昭和53年4月 京浜ドック(株) 入社 昭和60年8月 田中技術開発(株) 入社 昭和62年3月 当社 入社 平成13年12月 当社 福岡事業部長 平成17年4月 当社 上席執行役員 総務部長 平成22年7月 当社 総務部長 平成23年6月 当社 取締役 総務部長 平成26年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	14,500
監査役		能口 誠一	昭和28年11月6日生	昭和51年4月 (株)インテック入社 平成18年4月 同社 執行役員 西日本地区本部長 平成22年4月 (株)インテックソリューションパワー 専務取締役 西日本本部長 平成25年6月 (株)インテック 常勤監査役(現任) 平成26年6月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役		山形 宗紀	昭和33年2月2日生	平成60年12月 山形友紀公認会計士事務所入所 平成2年7月 (株)ニコリス 代表取締役 平成4年10月 同社 取締役 平成18年12月 山形友紀公認会計士事務所退所 山形宗紀税理士事務所 所長 (現任) 平成26年6月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	400
計						103,400

- (注)1. 取締役の星野 将及び峰野 博史は、社外取締役であります。
2. 監査役の能口 誠一及び山形 宗紀は、社外監査役であります。
3. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成26年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
木田 稔	昭和45年7月30日生	平成5年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 大阪事務所入所 平成15年8月 南カリフォルニア大学MBAプログラム卒業 平成16年1月 公認会計士 木田稔事務所 所長(現任) 平成18年12月 監査法人グラヴィタス 代表社員(現任) 平成25年7月 日本公認会計士協会 本部理事(現任)	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

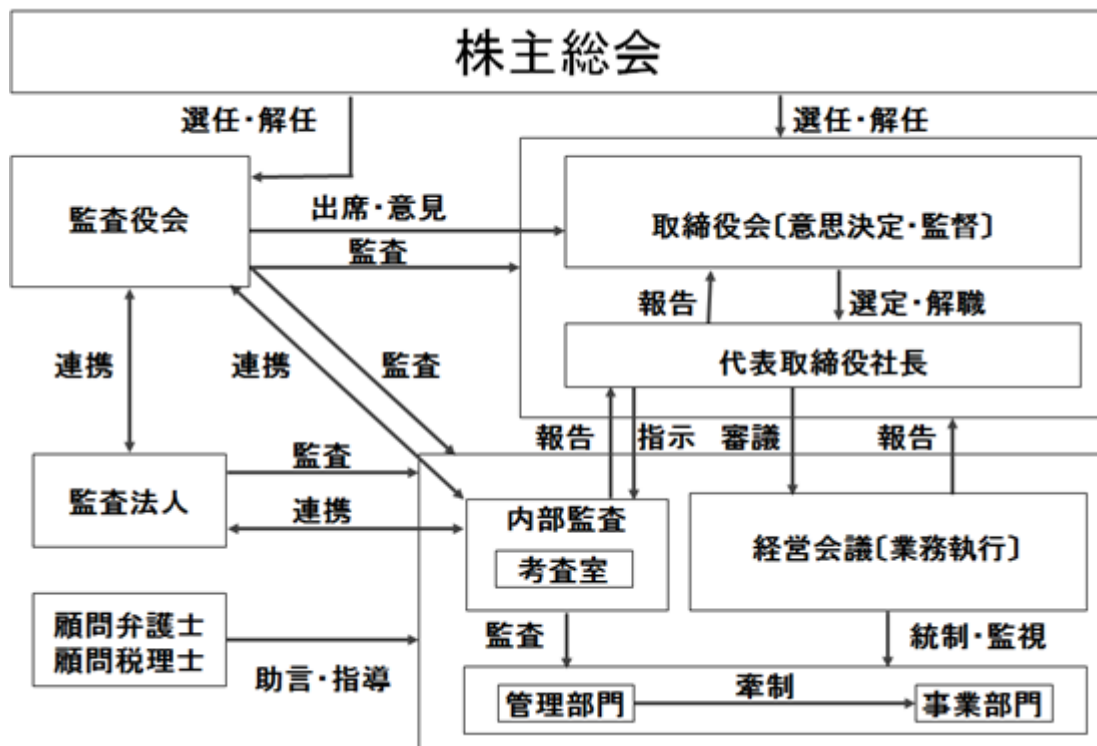
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の持続的な増大こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現の為に企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取り組むことを経営上の最も重要な課題と位置付け、次の基本方針を掲げて実施しております。

- ・「企業理念」「経営理念」並びに「企業行動規範」に立脚した事業運営として、お客様のニーズに迅速、且つ適切に応えられる効率性の高い組織体制を構築して参ります。
- ・定款、社内規則はもとより法令、社会ルールと企業倫理の遵守については、総務部が中心となって全社的な活動を推進すると共に、審査室が各組織の業務遂行について効果的な内部監査を実施していく他、事業所毎の組織の自律性を高めながらリスク管理に取り組んで参ります。
- ・経営の監視を客観的に行う為に、社外取締役及び社外監査役を置くと共に、「取締役会」及び「監査役会」において監督・監査を行って参ります。
- ・経営の透明性を高める為に、株主や投資家に対して、決算や経営政策の迅速、且つ正確な公表や開示を積極的に行って参ります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、意思決定と業務執行の分離した経営体制の構築及び経営監視体制の充実を図っております。取締役会は、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、取締役会では十分な審議を重ね意思決定を行っております。又、過半数を超える社外監査役を含む監査役会を設置し、監査法人及び内部監査組織との連携により監査の実効性を高めております。以上の理由により、現状のガバナンス体制を採用しております。会社の機関・内部統制の関係図を図に示すと、下記の通りになります。



又、当社の監査制度の仕組みは次の通りであります。

	内部監査	監査法人監査	監査役監査
監査人	考査室	監査法人	監査役会
根拠法		金融商品取引法、会社法	会社法
監査の範囲	業務監査	会計監査	会計監査、業務監査
監査の視点	内部統制、監査の有効性	財務諸表等の適正性	取締役の職務の適法性、妥当性
監査の報告	社長	取締役会、監査役会	株主

ロ．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

各機関等の運営の状況は、次の通りであります。

() 取締役・取締役会

「取締役会」は、経営意思決定の効率化・迅速化を図る為に、本有価証券報告書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役2名）により構成しております。

「取締役会」は、毎月1回開催される「定時取締役会」に加えて、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催しており、経営に関する重要な事項の決定や判断を、効率的且つ慎重に行っております。

「取締役会」には、監査役も出席し、法定事項その他経営上の重要な職務執行についての意思決定、及び組織の最上位責任者の職務執行の監査を行っております。

尚、取締役の使命と責任をより明確にする為、取締役の任期については、就任後1年以内の最終の決算期に関する「定時株主総会」の終結迄としております。

又、社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。

() 経営会議

「経営会議」を、毎週開催し、常勤の取締役及び監査役並びに組織の最上位責任者を常時構成メンバーとしております。

「経営会議」は、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を図っております。

() 監査役・監査役会

「監査役会」は、本有価証券報告書提出日現在、社内・業界に精通した常勤監査役1名と、社外からの視点を強化する為に非常勤監査役（社外監査役）2名で構成しており、原則として毎月1回開催し、緊急に協議すべき課題等が生じた場合は、「臨時監査役会」を招集しております。

常勤監査役と非常勤監査役は、「監査役会」が定めた監査の方針、業務の分担等に従い連携して、「取締役会」に出席する他、社内の重要な会議にも出席して、取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の職務執行等を監査しております。

更に、監査の実効性を高める為に、監査法人及び内部監査組織の考査室との連携により健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守の徹底に努めております。

尚、常勤監査役三重野裕彦は、当社の管理組織に平成23年6月から平成26年6月まで取締役として、決算手続並びに財務諸表の作成等に従事しておりました。

又、社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。

() 弁護士・税理士

当社は、重要な法務及び税務に関する課題、並びにコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士及び顧問税理士と協議を行い、必要な対応を図っております。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社は、健全な企業経営にとっては、法令、社会ルールと企業倫理の遵守が必要不可欠であるとの認識に立ち、企業活動を行うに当たっての基本的な方針を纏めた「企業行動規範」を制定しております。

又、企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中に取組んでいく必要があるという認識に立ち、社長をはじめとして取締役及び組織の最上位責任者が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し、社長の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより、情報の共有化と経営体制の強化に繋げるとともに、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督しております。

又、各組織内においては組織の最上位責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じており、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立しております。

更に、社員に対しても、総務部が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図っております。

又、社内の小さな問題が重大事に発展することを未然に防止する為に、総務部が「企業行動規範」や法令違反に関する相談・連絡・通報を受け付ける窓口となる等、当社における法令、社会ルールと企業倫理の遵守の浸透に注力しております。

尚、当社では、「TMI総合法律事務所」と顧問契約を締結しており、状況に応じて顧問弁護士に調査を依頼し、専門的見地からの助言を受けることが出来るように、法的リスクを回避出来る体制も敷いております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。尚、責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

内部監査及び監査役監査の状況

社長直轄の考査室を設置すると共に監査責任者1名（考査室長）及び監査担当者1名（考査室員）、更に必要に応じ補助者を選任し、監査役及び監査法人との連携のもと、全組織を対象に業務監査等を計画的に実施しております。

監査結果は社長に報告されると共に、被監査組織に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

内部監査組織は、期初に監査役に対し年間の内部監査計画について説明を行い、両者協議の上、これを決定しております。

内部監査結果は、内部監査組織から監査役に報告され、その妥当性や指摘事項について両者で協議を行っております。又、内部監査組織による指摘事項が改善されない場合は、監査役から改善勧告を行うこととしております。

会計監査の状況

当社は、会計監査について「太陽有限責任監査法人」と監査契約を締結し、独立した立場から金融商品取引法及び会社法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した財務諸表等を法的期限迄に作成のうえ「太陽有限責任監査法人」に提出し、「太陽有限責任監査法人」は、これらについて監査人として独立の立場から財務諸表等の適正性について意見を表明しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、次の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：野村 利宏、渡邊 誠
- ・所属する監査法人：太陽有限責任監査法人
- ・提出会社に係る継続監査年数：全員7年未満につき省略しております。
- ・監査業務に係る補助者の構成：公認会計士3名、その他3名

社外取締役及び社外監査役

イ．社外取締役及び社外監査役の員数

- ・当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

ロ．各社外取締役及び社外監査役につき、当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係等

- ・取締役峰野博史氏は、静岡大学大学院情報学領域准教授であります。当社は同大学との間には特別な関係はありません。
- ・監査役能口誠一氏は、(株)インテックの常勤監査役であります。当社は、同社との間に開発関連の取引がありますが、これらの取引は、当社と関係を有しない他の取引先と同様の取引条件によっており、独立性に問題はないと考えております。
- ・監査役山形宗紀氏は、山形宗紀税理士事務所所長であります。当社は、同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役星野將氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

ハ．社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

- ・社外取締役の機能及び役割は、平時における経営者の説明責任を確保すること、有事における社外の視点を入れた判断を担保すること及び監督機能を強化することであり、社外監査役の機能及び役割は、社外からの視点での監督機能を強化することであり、

ニ．社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

- ・社外取締役星野將氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただけるものと考えております。
- ・社外取締役峰野博史氏は、大学院情報学領域の准教授、研究者として、静岡大学で教鞭をとっておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただけるものと考えております。
- ・社外監査役能口誠一氏は、(株)インテックの監査役であり、知識も豊富であることから、監査役体制の強化、充実を図っていただけるものと考えております。
- ・社外監査役山形宗紀氏は、税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、かつ、企業経営に幅広い経験と見識等を有していることから、監査役体制の強化、充実を図っていただけるものと考えております。

ホ．社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

- ・過去5年間に当社及び当社の関係会社から取引の対価として金銭その他財産を直接受取っていないことあります。
- ・経営の監視機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有していることあります。

ヘ．社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制組織との関係

- ・常勤監査役は、期初に会計監査人と協議の上で年間の監査契約を決定し、その内容を定期の監査役会において他の監査役へ報告しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人から会計監査結果に関する資料を受領し、重要事項について説明を受け、これを定期の監査役会において他の監査役へ報告しております。
- ・常勤監査役は、必要に応じて、随時会計監査人との協議を行っており、その協議内容を定期の監査役会において他の監査役へ報告しております。

役員報酬等

役員の報酬の決定方法は、次の通りであります。

イ．取締役の報酬

- ・取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内において、役位・職責等を基準として、取締役会にて決定しています。具体的には、基本報酬に加え業績連動型報酬制度を導入することで、事業計画達成に対する一定のインセンティブ要素を取入れています。又、株式報酬型ストックオプション制度を導入することで、長期インセンティブ要素も取入れています。

ロ．監査役の報酬

- ・監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内において、監査役会にて基本報酬を決定しています。

当社は、平成28年3月期において、取締役及び監査役に対し次の通り報酬等を支払っております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	133,890	69,197	36,500	28,193		5
監査役 (社外監査役を除く。)	8,594	8,520		74		1
社外役員	8,550	8,550				3

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、無報酬の監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでいる為であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、平成27年6月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成13年6月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
35,235	3	従業員としての給与であります。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
4銘柄 342,222千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本プロセス株	311,000	324,995	関係会社を含めた各分野での協力関係を推進

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定められています。

取締役会で決議出来る株主総会決議事項

イ. 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めています。

これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ロ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能にする為、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することが出来る旨を定款に定めております。

ハ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の執行に当たり期待される役割を十分発揮出来るよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令で定める限度額の範囲内でその責任を免除出来る旨定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

企業情報の適時開示

投資家が当社への投資価値を的確に判断する為に必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、「適時開示基準則」を定め、迅速に開示出来る体制を構築しています。

情報開示体制におきましては、取締役経営管理部長を情報開示担当役員として設置している他、総務部及び経営管理部を情報開示担当組織として人材の強化・育成を図り、特に、上場企業としての責務を十分に認識し、投資家重視の観点から、重要事項の開示を手続上可能な限り迅速に行うことが出来る体制を整備・強化を図っています。

又、投資家が当社に関する主な情報を公平に且つ容易に取得し得る機会を確保する為、当社ウェブサイト上に各四半期の業績報告及び中期経営計画を掲載しており、決算情報及び決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、有価証券報告書及び四半期報告書も掲載しています。

又、IR情報として適時開示を行った内容につきましては、投資家等に情報発信を行っています。

証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、当社ウェブサイトを充実させ適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速且つ分かりやすい情報開示が出来るよう努めて参ります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,000		14,000	
計	14,000		14,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数、業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り財務諸表等の適正性を確保する為の特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握出来る体制を整備する為、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することが出来る取組みを行っております。

将来の指定国際会計基準の適用に備え、適正な財務諸表等を作成する為の社内規則、マニュアル等の整備を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	942,347	1,219,093
受取手形	-	4,670
電子記録債権	18,032	22,989
売掛金	1,801,298	1,987,314
商品及び製品	996	2,947
仕掛品	225,194	266,850
原材料及び貯蔵品	28,109	15,683
前払費用	55,197	45,193
繰延税金資産	127,630	127,329
その他	2,801	5,168
貸倒引当金	400	400
流動資産合計	3,230,206	3,696,839
固定資産		
有形固定資産		
建物	433,741	445,936
減価償却累計額	277,086	289,792
建物(純額)	156,654	156,144
構築物	234	234
減価償却累計額	152	172
構築物(純額)	82	61
工具、器具及び備品	96,183	105,059
減価償却累計額	80,330	87,074
工具、器具及び備品(純額)	15,852	17,985
土地	371,169	371,169
有形固定資産合計	543,758	545,360
無形固定資産		
ソフトウェア	33,797	31,882
その他	530	166,679
無形固定資産合計	34,327	198,562
投資その他の資産		
投資有価証券	405,977	342,222
関係会社株式	21,900	38,966
従業員に対する長期貸付金	847	385
長期前払費用	7,512	324
繰延税金資産	210,697	219,356
敷金及び保証金	93,863	100,906
保険積立金	29,471	32,376
投資その他の資産合計	770,271	734,538
固定資産合計	1,348,357	1,478,461
資産合計	4,578,564	5,175,301

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	426,395	541,835
1年内返済予定の長期借入金	65,000	62,500
未払金	283,036	285,648
未払費用	41,415	45,400
未払法人税等	90,657	199,606
未払消費税等	162,826	89,901
前受金	18,201	13,448
預り金	52,064	67,415
賞与引当金	275,300	300,400
工事損失引当金	2 24,321	-
その他	8,027	8,207
流動負債合計	1,447,244	1,614,363
固定負債		
長期借入金	22,500	150,000
長期末払金	14,020	14,020
退職給付引当金	639,900	744,900
固定負債合計	676,420	908,920
負債合計	2,123,664	2,523,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	499,756	499,756
資本剰余金		
資本準備金	204,756	204,756
その他資本剰余金	127,783	127,783
資本剰余金合計	332,539	332,539
利益剰余金		
利益準備金	39,000	39,000
その他利益剰余金		
別途積立金	1,247,000	1,387,000
繰越利益剰余金	299,482	359,682
利益剰余金合計	1,585,482	1,785,682
自己株式	41,283	41,372
株主資本合計	2,376,495	2,576,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	69,304	26,832
評価・換算差額等合計	69,304	26,832
新株予約権	9,099	48,579
純資産合計	2,454,899	2,652,018
負債純資産合計	4,578,564	5,175,301

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	9,038,066	10,460,314
売上原価		
製品期首たな卸高	14	996
当期製品製造原価	7,319,532	8,354,106
合計	7,319,546	8,355,103
製品期末たな卸高	996	2,947
原材料評価損	1,583	-
製品売上原価	1 7,320,133	1 8,352,155
売上総利益	1,717,933	2,108,158
販売費及び一般管理費		
役員報酬	83,465	122,767
給与及び賞与	538,178	545,041
賞与引当金繰入額	59,197	60,945
退職給付費用	17,664	42,696
法定福利費	87,439	97,407
減価償却費	14,766	42,252
地代家賃	94,520	92,517
旅費及び交通費	56,130	71,651
租税公課	30,832	43,198
その他	326,856	447,801
販売費及び一般管理費合計	2 1,309,052	2 1,566,278
営業利益	408,880	541,879
営業外収益		
受取利息	8	9
保険取扱手数料	1,338	1,319
受取配当金	6,427	11,999
為替差益	-	706
雑収入	181	321
営業外収益合計	7,956	14,355
営業外費用		
支払利息	1,000	1,395
売上債権売却損	4,228	3,626
コミットメントフィー	1,400	1,416
為替差損	593	-
雑損失	11	-
営業外費用合計	7,234	6,439
経常利益	409,601	549,796
特別利益		
関係会社株式売却益	3,499	-
特別利益合計	3,499	-
特別損失		
固定資産除却損	3 81	-
減損損失	4 2,911	-
投資有価証券評価損	2,272	-
特別損失合計	5,265	-
税引前当期純利益	407,835	549,796
法人税、住民税及び事業税	137,610	247,690
法人税等調整額	40,957	12,925
法人税等合計	178,568	260,616
当期純利益	229,267	289,179

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		111,911	1.5	111,625	1.3
労務費		2,958,887	40.1	3,329,791	39.8
経費		4,317,532	58.4	4,925,345	58.9
当期総製造費用		7,388,332	100.0	8,366,763	100.0
期首仕掛品たな卸高		185,394		254,194	
合計		7,573,726		8,620,957	
期末仕掛品たな卸高		254,194		266,850	
当期製品製造原価		7,319,532		8,354,106	

(注) 主な内訳は、次の通りであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	3,855,699	4,497,490
地代家賃	134,731	156,215
出張旅費	57,558	53,265

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

尚、市場見込生産の製品につきましては、単純総合原価計算を実施しております。

又、期中は予定賃率を用い、原価差額は期末において仕掛品及び売上原価に配賦しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	499,756	204,756	-	204,756	39,000	1,117,000	228,683
会計方針の変更による累積的影響額							31,841
会計方針の変更を反映した当期首残高	499,756	204,756	-	204,756	39,000	1,117,000	260,524
当期変動額							
剰余金の配当							60,309
別途積立金の積立						130,000	130,000
当期純利益							229,267
自己株式の取得							
自己株式の処分			127,783	127,783			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	127,783	127,783	-	130,000	38,957
当期末残高	499,756	204,756	127,783	332,539	39,000	1,247,000	299,482

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	1,384,683	128,636	1,960,559	-	-	3,765	1,964,324
会計方針の変更による累積的影響額	31,841		31,841				31,841
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,416,524	128,636	1,992,400	-	-	3,765	1,996,165
当期変動額							
剰余金の配当	60,309		60,309				60,309
別途積立金の積立	-		-				-
当期純利益	229,267		229,267				229,267
自己株式の取得			-				-
自己株式の処分		87,353	215,137				215,137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				69,304	69,304	5,334	74,638
当期変動額合計	168,957	87,353	384,094	69,304	69,304	5,334	458,733
当期末残高	1,585,482	41,283	2,376,495	69,304	69,304	9,099	2,454,899

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

単位：千円

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	499,756	204,756	127,783	332,539	39,000	1,247,000	299,482
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	499,756	204,756	127,783	332,539	39,000	1,247,000	299,482
当期変動額							
剰余金の配当							88,979
別途積立金の積立						140,000	140,000
当期純利益							289,179
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	140,000	60,199
当期末残高	499,756	204,756	127,783	332,539	39,000	1,387,000	359,682

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	1,585,482	41,283	2,376,495	69,304	69,304	9,099	2,454,899
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,585,482	41,283	2,376,495	69,304	69,304	9,099	2,454,899
当期変動額							
剰余金の配当	88,979		88,979				88,979
別途積立金の積立	-		-				-
当期純利益	289,179		289,179				289,179
自己株式の取得		89	89				89
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				42,471	42,471	39,480	2,991
当期変動額合計	200,199	89	200,110	42,471	42,471	39,480	197,119
当期末残高	1,785,682	41,372	2,576,606	26,832	26,832	48,579	2,652,018

【キャッシュ・フロー計算書】

単位：千円

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	407,835	549,796
減価償却費	23,394	52,663
減損損失	2,911	-
賞与引当金の増減額（は減少）	4,800	25,100
退職給付引当金の増減額（は減少）	41,726	105,000
工事損失引当金の増減額（は減少）	24,321	24,321
受取利息及び受取配当金	6,436	12,008
支払利息	1,000	1,395
固定資産除却損	81	-
投資有価証券評価損益（は益）	2,272	-
関係会社株式売却損益（は益）	3,499	-
売上債権の増減額（は増加）	137,258	195,642
たな卸資産の増減額（は増加）	67,472	2,181
前払費用の増減額（は増加）	15,215	10,069
仕入債務の増減額（は減少）	36,644	115,439
前受金の増減額（は減少）	13,284	4,752
未払金の増減額（は減少）	110,103	20,111
未払消費税等の増減額（は減少）	135,528	72,925
その他	23,811	68,514
小計	706,011	636,259
利息及び配当金の受取額	6,436	12,008
利息の支払額	1,107	1,493
法人税等の支払額	138,680	140,544
営業活動によるキャッシュ・フロー	572,659	506,230
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,287	28,430
無形固定資産の取得による支出	19,991	207,575
関係会社株式の取得による支出	-	17,065
関係会社株式の売却による収入	3,500	-
投資有価証券の取得による支出	286,320	-
敷金及び保証金の回収による収入	1,763	1,033
敷金及び保証金の契約による支出	6,396	9,575
その他	3,137	2,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	314,869	264,018
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	90,000	200,000
長期借入金の返済による支出	62,500	75,000
配当金の支払額	60,249	88,975
自己株式の取得による支出	-	89
自己株式の処分による収入	215,137	-
その他	2,207	1,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,179	34,535
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	437,969	276,746
現金及び現金同等物の期首残高	504,377	942,347
現金及び現金同等物の期末残高	942,347	1,219,093

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

尚、主要な耐用年数は次の通りです。

建物 8～47年

工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

尚、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てる為、賞与支給見込額の当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

(4) 工事損失引当金

期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備える為、当該見込み額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末迄の進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
その他の工事
工事完成基準を採用しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もるという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- （分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- （分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- （分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- （分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- （分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行う為、金融機関3社とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
コミットメントライン極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	700,000	700,000

2 工事損失引当金

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
仕掛品	59,321千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	24,321千円	24,321千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	39,685千円	116,532千円

3 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工具、器具及び備品	81千円	- 千円
計	81	-

4 減損損失

前事業年度(自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都港区他	遊休資産	電話加入権

当社は、原則として、事業用資産については事業所を基準としたグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

遊休状態にあり将来の使用が見込まれないため、帳簿価格を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,911千円)として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	4,565,730			4,565,730
自己株式 普通株式(注)1	363,732		247,000	116,732

(注)1. 自己株式の株式数の減少247,000株は平成26年8月25日付で第三者割当により処分したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権						9,099
合計							9,099

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	33,615	8.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	26,693	6.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当の内、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	57,836	利益剰余金	13.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

当事業年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式 普通株式	4,565,730			4,565,730
自己株式 普通株式（注）1	116,732	46		116,778

（注）1. 自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取りにより増加したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権						48,579
合計							48,579

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年 6月25日 定時株主総会	普通株式	57,836	13.00	平成27年 3月31日	平成26年 6月26日
平成27年11月 6日 取締役会	普通株式	31,142	7.00	平成27年 9月30日	平成27年12月 4日

(2) 基準日が当期に属する配当の内、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年 6月29日 定時株主総会	普通株式	84,530	利益剰余金	19円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	942,347千円	1,219,093千円
現金及び現金同等物	942,347	1,219,093

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

必要資金(主に運転資金)は銀行借入により調達しております。
デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券、関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び非上場企業の株式であります。
上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが2ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は最長で決算日後4年7ヶ月であります。

この内一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを出来なくなるリスク)の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	942,347	942,347	-
(2)電子記録債権	18,032	18,032	-
(3)売掛金	1,801,298	1,801,298	-
(4)投資有価証券	388,750	388,750	-
資産計	3,150,428	3,150,428	-
(1)買掛金	426,395	426,395	-
(2)未払金	283,036	283,036	-
(3)1年内返済予定長期借入金	65,000	65,000	-
(4)長期借入金	22,500	22,500	-
負債計	796,931	796,931	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,219,093	1,219,093	-
(2)受取手形	4,670	4,670	-
(3)電子記録債権	22,989	22,989	-
(4)売掛金	1,987,314	1,987,314	-
(5)投資有価証券	324,995	324,995	-
資産計	3,559,062	3,559,062	-
(1)買掛金	541,835	541,835	-
(2)未払金	285,648	285,648	-
(3)1年内返済予定長期借入金	62,500	62,545	45
(4)長期借入金	150,000	151,027	1,027
負債計	1,039,984	1,041,057	1,073

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期である為、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3)1年内返済予定長期借入金、(4)長期借入金

これらの内、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

又、変動金利によるものは、短期間での市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

単位：千円

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	39,127	56,193
投資有価証券	17,227	17,227
子会社株式	-	17,065
関連会社株式	21,900	21,900

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めて記載しておりません。

前事業年度において、投資有価証券について2,272千円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	942,347	-	-	-
電子記録債権	18,032	-	-	-
売掛金	1,801,298	-	-	-
合計	2,761,678	-	-	-

当事業年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,219,093	-	-	-
受取手形	4,670	-	-	-
電子記録債権	22,989	-	-	-
売掛金	1,987,314	-	-	-
合計	3,234,067	-	-	-

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	65,000	22,500	-	-	-	-
合計	65,000	22,500	-	-	-	-

当事業年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	62,500	40,000	40,000	40,000	30,000	-
合計	62,500	40,000	40,000	40,000	30,000	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 17,065千円、関連会社株式 21,900千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関連会社株式 21,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	388,750	286,320	102,430
	(2) 債権	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		388,750	286,320	102,430
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債権	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		-	-	-
合計		388,750	286,320	102,430

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 17,227千円)については、市場価格がなく、時価を把握する事が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	324,995	286,320	38,675
	(2) 債権	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		324,995	286,320	38,675
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債権	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		-	-	-
合計		324,995	286,320	38,675

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 17,227千円)については、市場価格がなく、時価を把握する事が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について2,272千円減損処理を行っております。

当事業年度においては、該当事項はありません。

尚、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

「確定給付制度」として、「退職金規則」に基づき「定年退職」、「業務上疾病を事由とする退職」及び「会社都合退職」した場合に、「退職金」を支給しております。

「自己都合退職」部分については、平成15年3月1日より「確定拠出制度」に基づき支給しております。

又、昭和61年9月1日より「全国情報サービス産業厚生年金基金」に加入しており、要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	731,100千円	639,900千円
会計方針の変更による累積的影響額	49,474	-
会計方針の変更を反映した期首残高	681,626	639,900
勤務費用	44,040	40,824
利息費用	8,384	5,881
数理計算上の差異の発生額	66,599	88,071
退職給付の支払額	27,543	29,738
その他	8	38
退職給付債務の期末残高	639,900	744,900

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	639,900千円	744,900千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	639,900	744,900
退職給付引当金	639,900	744,900
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	639,900	744,900

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	44,040千円	40,824千円
利息費用	8,384	5,881
数理計算上の差異の費用処理額	66,599	88,071
その他	8	38
確定給付制度に係る退職給付費用	14,183	134,738

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
割引率	0.92%	0.34%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）134,822千円、当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）84,241千円であります

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下の通りであります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
年金資産の額	636,261,314	千円	744,963,870	千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	648,005,851		737,816,144	
差引額	11,744,536		7,147,726	

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	0.36%	0.36%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
不足金	11,630,748	千円	7,236,428	千円
未償却過去勤務債務残高	113,788		88,702	
差引額	11,744,536		7,147,726	

尚、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

単位：千円

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上原価	3,464	8,404
販売費及び一般管理費	1,869	31,075

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第7回ストックオプション(平成25年)	第8回ストックオプション(平成27年)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 5名 当社の従業員 404名	当社の従業員 444名
株式の種類別のストックオプション数	普通株式 172,500株 (注)1	普通株式 55,900株
付与日	平成25年8月1日	平成27年8月3日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。新株予約権の相続はこれを認めない。1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。新株予約権の相続はこれを認めない。1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年8月2日から 平成30年8月1日まで	平成30年8月4日から 平成32年8月2日まで

	第1回株式報酬型 ストックオプション(平成27年)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 5名
株式の種類別のストックオプション数	普通株式 22,774株
付与日	平成27年8月3日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年8月4日から 平成57年8月3日まで

(注) 1. 平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割しております。

第7回ストックオプション(平成25年)の株式の種類別のストックオプション数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回株式報酬型ストックオプションの権利確定条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成56年8月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第7回ストックオプション (平成25年)	第8回ストックオプション (平成27年)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	165,000 (注) 1	
付与		55,900
失効	6,000 (注) 1	900
権利確定		
未確定残	159,000 (注) 1	55,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	第1回株式報酬型 ストックオプション(平成27年)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	22,774
失効	
権利確定	
未確定残	22,774
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 1 . 平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割しております。

第7回ストックオプション(平成25年)の株式の種類別のストックオプション数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回ストックオプション (平成25年)	第8回ストックオプション (平成27年)
権利行使価格 (円)	481 (注) 1	1,474
行使時平均価格 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	99.27 (注) 1	564.71

	第1回株式報酬型 ストックオプション (平成27年)
権利行使価格 (円)	1
行使時平均価格 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	1,214

(注) 1. 平成26年1月1日付で普通株式1株を3株に分割しております。

第7回ストックオプション(平成25年)の株式の種類別のストックオプション数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積もり方法は以下の通りであります。

	第8回ストックオプション (平成27年)	第1回株式報酬型 ストックオプション (平成27年)
使用した評価技法	ブラックショールズ式	ブラックショールズ式
主な基礎 数値及び見 積方法	株価変動性	54.98% (注) 1
	予想残存期間 (注) 3	4.01年
	普通株式配当利回り (注) 4	1.29%
	無リスク利率 (注) 5	0.055%

(注) 1. 平成23年8月2日から平成27年8月3日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 平成19年8月19日(当社上場半年後)から平成27年8月3日までの株価実績に基づき算定しております。

3. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

4. 平成27年8月3日株価終値及び平成27年3月期配当実績によっております。

5. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	206,943千円	228,088千円
賞与引当金	91,124	92,703
長期未払金	4,534	-
製品評価損	15,310	-
未払法定福利費	13,703	14,010
未払事業税	8,886	14,986
未払事業所税	2,657	2,532
貸倒引当金	132	123
工事損失引当金	8,050	-
その他	24,193	45,066
繰延税金資産小計	375,535	397,511
評価性引当額	4,081	38,983
繰延税金資産合計	371,453	358,528
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	33,125	11,842
繰延税金負債合計	33,125	11,842
繰延税金資産の純額	338,327	346,686

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	3.1
住民税均等割	0.5	0.4
法人税額の特別控除額	1.9	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.6	3.9
評価性引当額による影響	0.0	7.1
その他	0.7	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8	47.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は18,402千円減少し、法人税等調整額が19,067千円、及び、その他有価証券評価差額金が665千円、それぞれ増加しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成27年3月31日)及び当事業年度末(平成28年3月31日)

当社は、本社等事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

尚、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上し、同額の敷金・保証金を減額する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位の内、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価する為に、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社が営む事業は、内部管理上採用している次の3つの事業領域(事業)で取組んでおり、報告セグメントとしております。

社会システム事業では、社会インフラ企業の基幹システムや、エネルギー、鉄道、航空、次世代通信、プラント、地理情報等の社会インフラと、産業機器に関する装置制御を、総合的なソリューションとして展開しています。

ユビキタス事業では、OSのカーネル技術、デバイス・ドライバ開発技術をベースにノウハウを融合させた組込み開発提案や、中核技術とノウハウをもとにした、エネルギー、環境、医療・介護、エネルギー・マネジメント・システム等、各分野での共同開発や、新ビジネスモデルの創出・構築を支援するスマート・ソリューションを展開しています。

金融システム事業では、銀行、ネットバンク、信託銀行、信販、生損保等の金融機関向けに、新たなオープン系の金融ネットワーク・ソリューションを展開しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切り下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

単位：千円

	社会システム事業	ユビキタス事業	金融システム事業	計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	5,168,163	1,580,608	2,289,294	9,038,066	-	9,038,066
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,168,163	1,580,608	2,289,294	9,038,066	-	9,038,066
セグメント利益	643,489	184,261	243,688	1,071,439	662,558	408,880
セグメント資産	1,372,722	370,964	364,222	2,107,909	2,470,654	4,578,564
その他の項目						
減価償却費	372	393	-	766	22,627	23,394
減損損失	-	-	-	-	2,911	2,911
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,354	-	-	6,354	31,719	38,074

(注)1. 調整額は、以下の通りであります。

セグメント利益の調整額 662,558千円は全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額2,470,654千円は、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金942,347千円、有形固定資産及び無形固定資産570,653千円、繰延税金資産338,327千円、投資有価証券405,977千円が含まれております。

尚、有形固定資産は、主に報告セグメントに帰属しない独身寮の建物及び土地であります。

減価償却費の調整額22,627千円は、主に本社及び独身寮の設備投資額であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額31,719千円は、主にソフトウェアのライセンス購入、及び、本社のレイアウト工事に伴う事務所附属設備の設備投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

単位：千円

	社会システム事業	ユビキタス事業	金融システム事業	計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	6,833,561	1,667,573	1,959,179	10,460,314	-	10,460,314
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	6,833,561	1,667,573	1,959,179	10,460,314	-	10,460,314
セグメント利益	1,080,153	215,211	266,312	1,561,677	1,019,797	541,879
セグメント資産	1,669,108	410,669	235,922	2,315,700	2,859,600	5,175,301
その他の項目						
減価償却費	1,752	974	-	2,726	49,937	52,663
減損損失	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,288	9,813	-	11,102	181,907	193,009

(注)1. 調整額は、以下の通りであります。

セグメント利益の調整額 1,019,797千円は全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額2,859,600千円は、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金1,219,093千円、有形固定資産及び無形固定資産727,242千円、繰延税金資産346,686千円、投資有価証券342,222千円が含まれております。

尚、有形固定資産は、主に報告セグメントに帰属しない独身寮の建物及び土地であります。

減価償却費の調整額49,937千円は、主に本社、関西支社及び独身寮の設備投資額であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額181,907千円は、主にソフトウェアのライセンス等の購入及び事務所附属設備の設備投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示している為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がない為、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がない為、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

単位：千円

顧客名	売上高	関連するセグメント名
三菱電機(株)	1,236,441	社会システム事業 ユビキタス事業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

単位：千円

顧客名	売上高	関連するセグメント名
三菱電機(株)	2,964,089	社会システム事業 ユビキタス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	549.74円	585.18円
1株当たり当期純利益金額	52.70円	64.99円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51.80円	63.33円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎、並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額	52.70円	64.99円
(算定上の基礎)		
当期純利益 (千円)	229,267	289,179
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	229,267	289,179
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,350	4,448
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51.80円	63.33円
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)	75	116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成27年8月3日発行の新株予約権 決議年月日:平成27年6月25日 新株予約権の数(個):550個

(重要な後発事象)

1. ストックオプション新株予約権の付与について

当社は、平成28年6月29日開催の第41回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式63,500株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

又、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

新株予約権の総数

635個を上限とする。

新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることが出来る新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ.当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

ロ.当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

八.当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等又は株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することが出来る期間

割当日の翌日から3年を経過した日より2年間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

イ.新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。但し、定年又は会社都合により退職した場合はこの限りではない。

ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ.1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

- イ.当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することが出来る。
- ロ.新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該新株予約権を無償で取得することが出来る。

組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

イ.交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ.新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ.新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

ニ.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ.新株予約権を行使することが出来る期間

上記「新株予約権を行使することが出来る期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使することが出来る期間」の満了日までとする。

ヘ.新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

ト.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

チ.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

リ.新株予約権の取得の事由及び条件

上記「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の割当予定日

平成28年8月1日

その他新株予約権の内容

上記 から までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

2.業績目標コミットメント型有償新株予約権の発行について

当社は、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

(1)業績目標コミットメント型有償新株予約権の発行目的

当社は、2016年4月からの3カ年を対象とした新たな中期経営計画「Vision 2020」を策定しました。新たに「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」を中長期的に目指す姿（ビジョン）として掲げ、この3カ年を、2020年以降も持続的成長を遂げる為の変革期と位置付け、「IoTを活用した次世代社会システムで次なる成長」のスローガンの下で「利益成長型企業」を目指します。本新株予約権は、「Vision 2020」における業績目標の達成と持続的な成長ならびに企業価値向上を目指すにあたり、一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、中期インセンティブプラン（以下、「本インセンティブプラン」といいます。）として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本インセンティブプランは、株主の皆様をはじめとしたステークホルダー各位への中期経営計画の業績目標達成のコミットメントであり、当社経営陣が、業績向上による利益還元の見点に加えて、株主資本の価値を向上させる視点を明確に意識することによって、一致団結して企業価値向上に取り組むものです。

(2)業績目標コミットメント型有償新株予約権の発行要項

新株予約権の数

280個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式28,000株とし、下記 イ.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、金600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

新株予約権の内容

イ.新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

ロ.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,420円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

八．新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年7月1日から平成34年5月26日までとする。

二．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から、上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ホ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

へ．新株予約権の行使の条件

(イ)新株予約権者は、当社が第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる3カ年の業績目標（下記a．参照）に準じて設定された下記b．に掲げる条件を達成した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

また、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

a．当社第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

- 1)第42期（平成29年3月期） 営業利益6億円
- 2)第43期（平成30年3月期） 営業利益7億円
- 3)第44期（平成31年3月期） 営業利益8億円

3カ年累計の営業利益21億円

b．本新株予約権の行使に際して定められる条件

第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）の営業利益の累計額が21億円を超過した場合

(ロ)新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ハ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人は本新株予約権を行使できない。

(ニ)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ホ)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当日

平成28年5月27日

新株予約権の取得に関する事項

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記へ．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に

対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 イ．に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記

ロ．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記 ハ．に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 ハ．に定める行使期間の末日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 ニ．に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ．その他新株予約権の行使の条件

上記 ヘ．に準じて決定する。

リ．新株予約権の取得事由及び条件

上記 に準じて決定する。

ヌ．その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年6月24日

申込期日

平成28年5月24日

新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役（社外取締役を除く。） 5名 280個

3．第2回株式報酬型ストックオプションの付与について

当社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1)目的

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度に関して、当社の業績・株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入するものであります。

(2)新株予約権の発行要領

新株予約権の名称

アドソル日進株式会社第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、下記に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことが出来るものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の総数

18,047個を上限とする。

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの数が割当予定数に満たない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

新株予約権の割当てを受ける者及び割当数

当社取締役(社外取締役を除く。) 5名 18,047個

上記の割当数は割当予定数であり、引受けの申込みの数が割当予定数に満たない場合には、割当数は当該申込みの数とする。

新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

尚、新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬請求をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権を割り当てる日

平成28年8月1日

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年8月1日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することが出来る期間

平成28年8月2日から平成58年8月1日まで

新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成27年8月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

ハ. 上記イ、ロに関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

ニ. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

以下のイ、ロ、ハ、ニ、またはホ、の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

イ．交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記ハ．に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

チ．新株予約権の取得の事由及び条件

上記 に準じて決定する。

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	433,741	12,195	-	445,936	289,792	12,705	156,144
構築物	234	-	-	234	172	20	61
工具、器具及び備品	96,183	8,876	-	105,059	87,074	6,743	17,985
土地	371,169	-	-	371,169	-	-	371,169
有形固定資産計	901,328	21,071	-	922,399	377,038	19,469	545,360
無形固定資産							
ソフトウェア	62,956	8,034	-	70,990	39,107	9,948	31,882
その他	953	189,395	-	190,348	23,669	23,245	166,679
無形固定資産計	63,910	197,429	-	261,339	62,776	33,194	198,562
長期前払費用	7,512	41,661	48,849	324	-	-	324
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当期増加額の主なものは、次の通りであります。

建 物	間仕切り工事、セキュリティ工事	12,195千円
工具、器具及び備品	電話交換機、スキャナ他	8,876千円
ソフトウェア	業務支援システム他	8,034千円
その他	販売権	181,395千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	65,000	62,500	1.01	-
1年内返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(一年以内返済予定のものを除く)	22,500	150,000	1.10	平成32年
リース債務(一年以内返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	87,500	212,500	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の決算日後5年間の返済予定額は、以下の通りであります。

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金(千円)	40,000	40,000	40,000	30,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	400	400	-	400	400
工事損失引当金	24,321	-	24,321	-	-
賞与引当金	275,300	300,400	275,300	-	300,400

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,096
預金	
当座預金	1,178,542
普通預金	7,234
定期預金	30,000
別段預金	1,504
郵便貯金	715
小計	1,217,997
合計	1,219,093

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱電機(株)	570,128
(株)ティージー情報ネットワーク	147,134
トヨタ自動車(株)	103,289
富士通九州ネットワークテクノロジーズ(株)	102,891
日本アイ・ピー・エム(株)	99,726
その他	964,142
合計	1,987,314

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
1,801,298	11,297,139	11,111,124	1,987,314	84.8	61.3

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	-
小計	-
製品	
タッチタグリーダ	1,653
LAN-ZC-SP (ES1305P181)	391
位置検知システムコンセント型ルータ端末(10mW) (ES1310H227S)	306
uLook ZigBee DC0-5VIF端末 ES105H671-D	121
uLook人感センサ端末(10mタイプ)ES1202H371-B	102
その他	372
小計	2,947
合計	2,947

仕掛品

品目	金額(千円)
次期無線基地局開発2015-4Q-2	24,426
次期無線基地局開発2015-4Q	21,076
NISHIKI41期4Q_支援(基盤)	17,571
JR開発42期	12,692
ALANDISNEO開発その4	11,500
その他	179,582
合計	266,850

原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
タッチタグ標準TAG	3,036
新タッチタグR/W	2,111
YCSCZB6A2NN1814#01	1,725
SDZ-5150 ZigBee Module with power amplifier	1,280
コントローラ盤	800
その他	5,695
小計	14,647
貯蔵品	
Q U Oカード	631
収入印紙	335
切手	68
小計	1,035
合計	15,683

投資有価証券等

区分及び銘柄	金額(千円)
日本プロセス(株)	324,995
(株)ヒューマンテクノシステムホールディングス	16,000
中軟東京(株)	727
(株)ジェイ・クリエイション	500
合計	342,222

繰延税金資産

繰延税金資産は、346,686千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

買掛金

相手先	金額(千円)
北海情報産業(株)	30,849
(株)ヒューマンテクノシステム東京	25,048
(株)トランスコスモス・テクノロジーズ	20,530
(株)テクノポート	18,640
サイバーワークス(株)	18,399
その他	428,366
合計	541,835

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

未払金

相手先	金額(千円)
協立情報通信(株)	10,359
(株)日本経済社	7,732
(株)インテック	7,702
ディーアイエスソリューション(株)	5,580
(株)マイナビ	5,541
その他	248,732
合計	285,648

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

退職給付引当金

内容	金額(千円)
退職給付債務	744,900
合計	744,900

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,249,614	4,775,362	7,264,049	10,460,314
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	160,289	303,606	484,906	549,796
四半期(当期)純利益金額(千円)	106,583	200,982	319,085	289,179
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	23.95	45.17	71.72	64.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	23.95	21.21	26.54	6.72

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで								
定時株主総会	毎年6月中								
基準日	3月31日								
剰余金の配当の基準日	9月30日, 3月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り									
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行(株) 本店証券代行部								
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行(株)								
取次所									
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額								
公告掲載方法	電子公告(http://www.adniss.jp/) 当社のウェブサイトに掲載します。但し、やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載します。								
株主に対する特典	<p>毎年9月30日及び3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数や保有期間に応じ「緑の募金」付きクオカード又は「紀州梅ギフト」から選べる株主優待カタログ(3,000円相当の商品から1品)を贈呈します。詳細は以下の通りです。</p> <p>1. 100株以上2,000株未満 「緑の募金」付きクオカード(500円相当)を贈呈します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>贈呈内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上500株未満</td> <td>500円相当</td> </tr> <tr> <td>500株以上1,000株未満</td> <td>1,000円相当</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上2,000株未満</td> <td>1,500円相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>保有期間特典 保有継続期間1年以上でクオカード(500円相当)を年間1,000円相当追加贈呈します。保有継続期間とは、毎年9月30日及び3月31日を基準日として、同一株主番号で1年以上継続して保有されている期間(株主名簿に連続3回以上記録)をいいます。</p> <p>2. 2,000株以上 「緑の募金」付きクオカード(3,000円相当)又は「紀州梅ギフト」から選べる株主優待カタログ(3,000円相当の商品から1品)を贈呈します。なお、最終申込期限までに商品の申込がない場合は、クオカードをお届けします。</p>	所有株式数	贈呈内容	100株以上500株未満	500円相当	500株以上1,000株未満	1,000円相当	1,000株以上2,000株未満	1,500円相当
所有株式数	贈呈内容								
100株以上500株未満	500円相当								
500株以上1,000株未満	1,000円相当								
1,000株以上2,000株未満	1,500円相当								

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日迄の間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第40期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第41期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

（第41期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月6日関東財務局長に提出

（第41期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月30日

アドソル日進株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野村 利宏 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 誠 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアドソル日進株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドソル日進株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アドソル日進株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アドソル日進株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。